

## 行政常任委員会

令和 4 年 3 月 1 1 日（金）

午前 1 0 時 3 7 分開 会

○南委員長 おはようございます。早朝より現地視察、御苦労さまでございました。

皆さん御存じのように、今日でちょうど未曾有の東日本の大震災から 1 1 年目でございます。思い返せば 1 1 年前、ちょうどこの場で教育民生常任会を開催中で、2 時 4 6 分の発生から約 2 時間ほど遅れましたけれども、テレビを目の当たりにして大変驚愕した思いがよぎってきました。また、1 万 8, 0 0 0 人の犠牲者の皆さんに心から哀悼の誠をささげたいと思います。

それでは、ただいまより行政常任会を開催いたします。

今日は防災と税務と市民サービスを行きたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは防災危機管理課から付託された議案、1 0、1 1、1 7、1 2 のうち、条例改正の議案第 1 0 号と議案第 1 1 号を併せてお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 おはようございます。防災危機管理課です。よろしくお願いいたします。

議案第 1 0 号、尾鷲消防団条例の一部改正につきまして御説明いたします。通知します。

改正点は 2 点でございます。1 点目は、日頃から危険な職務に携わっている消防団員の処遇改善を行うことで団員の士気向上や入団者の確保に寄与すべく手当の見直しを行うこと。2 点目は、人口の減少が著しい中において実員数も減少傾向で、条例提出等の会議が顕著になっていることを踏まえ、実員数に影響のない範囲において定数の改正を行うものでございます。

それでは、条例の一部改正（案）新旧対照表の 3 0 ページを御覧ください。

まず、第 3 条につきましては、団員の定数を定める項目で、2 6 0 名を 2 2 0 名に改正いたします。条例定数を 2 2 0 名に改正いたしましても、実員数がここ数年 2 0 0 人前後で推移していることから、実員数を削減するものではなく、むしろ、今回の処遇改善を踏まえ、団員の確保により一層努めてまいります。

次に、第 1 2 条につきましては、消防団活動に係る手当を定める項目で、令和 3

年12月16日の行政常任委員会でも説明させていただきましたが、年手当及び出勤手当については東紀州5市町で足並みをそろえ、訓練手当等については紀北町と足並みをそろえてまいりました。年手当は、機器の点検や分団会議など、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動が必要であることから、基本給的な性格を持つものとして支給しており、団長や副団長などの階級に応じ金額を定めております。団長8万8,000円。副団長7万円、分団長5万2,000円、副分団長4万2,000円、部長3万1,000円、班長3万円、団員2万5,000円に引上げを行います。

次に、出勤体制につきましては、現行4,600円を出勤時間が4時間以上の場合には8,000円、4時間未満の場合においては5,000円に引上げを行い、訓練手当につきましては、現行3,700円を4,100円に引上げます。

続きまして、議案第11号、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてにつきまして御説明いたします。通知いたします。

条例一部改正（案）新旧対照表の32ページを御覧ください。

尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の改正理由につきましては、年金強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が施行され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、尾鷲市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項のただし書を削除するものでございます。

以上で、議案第10号、第11号の説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○南委員長　ありがとうございます。

ただいまの説明で御質疑、御意見のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員　予算書を見れば分かると思うのですが、よう探さなんだものから。260名から220名になりますよね。その保険の額、減ると思うんですけど、大体1人当たり幾らでどのぐらい減るか、ちょっと教えていただけないですか。

○尾上防災危機管理課長　先日の村田委員さんの質疑でもお答えしたんですが、共済保険のほうは約80万円減額になります。

以上でございます。

○南委員長　他にございませんか。

○村田委員　最終的な確認といたしますか、この間質疑をしましたので最終的に詰めたと思うんですけども、260から220人、これに減らしたということで、これは団員の手当を手厚くするという一方で、さらに、いわゆる募集をした団員が

集まりやすいような状況をつくっていくというような説明がありました、今ね。ですけれども、これはちょっとおかしい考えかも知れませんが、220名にすると定数は満員になると220なんですよね。260だったら260ありますけれども220なんです。そういうことからしていくと、この220で激震とか災害、水害、風水害とかいろいろありますけれども、そういった際にこの人数で事が足りるのかという判断をしておるのかということが一つ。それと、これは紀北消防組合との連携も取らなくてははいけませんから、当然。その辺の兼ね合いというものも考えておられるのかなということをちょっとお聞きしたいと思います。

○尾上防災危機管理課長　　まずは220人への定員の変更につきましては、先ほど説明もさせていただいたんですが、ここ数年の実員数が200人前後で推移しておったものですから、まずは現状の実員数に合わせるような形で、ただ、少ないかもしれないが約20名ほどの目標値を持った定数改正とまずさせていただきたい。ただ、村田委員さんがおっしゃいますように、消防団員につきましては、1人でも多くの方が参加していただくことが防災のほうとしても希望しておりまして、220人の定員に対して220人に近づいた折には、また改めて定数の見直しということを議会のほうにもお願いしたいと思っております。

あと、紀北町の消防組合のほうとは日頃から連携を密にさせていただいておりますので、今回の手当等だけではなく、いろいろな部分で会議も一緒に持ったりしておりますので、今後ともその辺につきましては連携を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○村田委員　　紀北町の消防組合じゃなくて紀北消防組合ですね。これとリンクをしていろんな作業をしなければいけませんけれども、その辺のところは考えてやられておるのかということなんです。

それともう一つ、220に近づくようであればまた改正をしたいということでもありますけれども、であるならば、今回220にした私は意味がないと思うんですよ、する必要がないと思うんです。260人いて215人でも、それはそれでいいじゃないですか、増えたら増えたでいいじゃないですか。220とわざわざ下げて、40人下げてこの設定をするというところに私は疑義を感じるわけでありまして、その辺をちょっとお聞きしたいんです。

○尾上防災危機管理課長　　すみません。今回の定数に関しましては、十数年前に一度定数を300人から260人に改正しております。そのときには人口減少等に

伴って定数を改正させていただいたんですが、今回も実員定数が200人前後で数年間推移しているという説明とともに、やはり人口減少に伴う部分での消防団員の加入というものが少し苦しくなっているところもありまして考えております。プラス、先ほど条例改正の中でも説明させていただいているんですが、あと、小川委員さんの御質問にも答えたんですが、少なからず定数に伴いまして共済掛金という支出が伴いますことから、今回、年間80万円なんですが、その部分も考慮しまして定数の改正ということで踏み込ませていただいた部分でございます。御理解のほどよろしく申し上げます。

○村田委員　その事情としてはよく分かるんですよ。分かるんですけども、ごねるんじゃないかもしれませんけれども、じゃ、何なのって、費用のために定数を触るのと。人の命と金額、費用とどっちが大事なのということに突き詰めれば、究極のあれですけれどもそうなりますよね。ですから、私は定数の削減というのは非常に納得しにくいんですけども。やっぱり消防団員に入っている方はそれなりの自覚を持ってやられておるわけなんですね、手当もありますから。220人いっぱいになって、ほかの方が、市民の有志の方でも、俺も手伝うぞといったときに、やっぱり消防団員と一般のボランティアの方とは意気込み、意識が違うと思うんですよ。私はその辺をやっぱり危惧するものですから、できたら定数に満たなくても、少ないじゃないかと言われるのもあるかも分かりませんが、やっぱりその辺のところは、定数は多いほうがいいんじゃないのかなと。ですから、この前質疑で言わせていただいたように、単なる数合わせじゃないのというようなことに議論になってしまうんですね。そこまで私、言いませんけれども、やっぱりその辺の意識がどうなのかなって。ましてや、今現在、災害がいつ起きるか分からないなんて言われておる時期に、今何でやらなければいけないのかなと思うんですけども。その辺は、担当としてはどうですか。

○尾上防災危機管理課長　1人でも多くの消防団員の加入のために取組をしておりますが、現に消防団員の実定員数が200人で推移しております。ただ、今後とも取組を強化していく中で、矛盾はしますが、まず220名に定数を改正していただいた部分について、220名に到達するように努力させていただきまして、すみません、先ほども同様の御説明をさせていただいたんですが、220の定数に満つるような努力で達して及びましたら再度定数の改正について御協力、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○下村副市長　定数の問題なのですが、前回、平成20年に定数下げたときは、前回から人口で約3,300人ほど減っておったと。世帯数についても370世帯ぐらい減少しておったと。今回定数をまた触るということなのですが、人口において約5,000人、世帯数では約1,000減少しておると。それと消防団員の高齢化というのもありまして、200人に達していない現状を踏まえて、今回は220が定数で適当ではないかというふうな判断に至ったものであります。

○村田委員　定数に適当ではないかということはあまりないとは思いますが、ただ、やっぱり事は防災に関わることですから、この定数にどうなんかということは、どうであろうかなと私は思いますけれども、これ以上は私、言いませんけれども、諸般の事情がありますし近隣市町との兼ね合いもあるんですから、それはそれで仕方がないなとは思いますが、私はこれは不満ですね。

それと、定数を削減する代わりに手当を厚くしたんだということなのですが、質疑でも申し上げましたけれども、全国でも非常に低いんですよ、三重県下でも低いんですよ。この紀北地区で、いわゆる東紀州で統一をしたということは、それはそれで分かるんですけれども、ということは東紀州地区が全体よりも低いということなんです。この地域を守っていくという理念に立つのであれば、やっぱりそこところはもう少し手厚く、私は手当てをするべきではないか。今から当然そういうことも考えてやられるんでしょうけれども、事は何回も申し上げますけれども防災のことですから、もう少し私は様々な面で慎重に考えて決断をしていただきたかったなと思います。執行部のお答えはよく分かりますけれども、私は正直言って納得できません。それだけです。

○中村委員　すみません、ちょっと無知なもので教えていただけたら教えていただきたいんですけれども、紀北町と熊野市の団員数、もし分かったら教えていただきたいんですけど。

○南委員長　できたら5市町の団員数、後でもいいですから、分かりますか。

○寺下防災危機管理課主任　先ほどの中村レイ委員さんの質問にお答えさせていただきます。

熊野市にあっては、すみません、4月1日現在でちょっと古いんですけれども約350人、紀北町にあっては380人、御浜町124人、紀宝町163人となっております。

以上です。

○中村委員　すみません。それって定員ですか、それとも実数。

○寺下防災危機管理課主任 先ほど申し上げたのは現在の実員数です。

○中村委員 ありがとうございます。

○南委員長 よろしいですか。

他にございませんか。よろしいですか、11号のほうもよろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 10号と11号の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第17号の令和3年度の一般会計補正予算(第16号)の説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 それでは、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の議決についてのうち、防災危機管理課に係る分について御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

予算説明書の18ページ、19ページを御覧ください。

15款県支出金、2項県補助金、8目消防費県補助金、1節消防費補助金13万円は、消防団充実強化促進事業補助金で、主に活動服、防寒着等購入に係る補助金でございます。

次のページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、7節消防費雑入、小型ポンプ操法関連助成金108万円の減額につきましては、7月に予定しておりました小型ポンプ操法大会が中止されたことに伴うものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。通知します。

予算説明書の62、63ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費、18節負担金補助及び交付金733万2,000円の減額につきましては、三重紀北消防組合に係る負担金で、主に人件費の精査に伴うものでございます。

次のページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、説明欄、消防団員活動費139万9,000円の減額は、先ほどの歳入でも御説明させていただきましたが、小型ポンプ操法大会の中止と女性消防団活性化大会の中止に伴うものでございます。

説明欄、非常備消防一般事務費814万4,000円の減額につきましては、今年度購入予定であった消防団車両、小型動力ポンプ付積載車について、メーカーの仕様変更により生産車両がなく、購入できないことに伴うものでございます。この

車両は令和4年度に購入を見込んでおります。

説明としましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○南委員長 補正予算の説明について、御意見、御質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、引き続きまして、議案第12号、令和4年度の一般会計予算の説明をお願いいたします。

○尾上防災危機管理課長 それでは、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、防災危機管理課に係る分について御説明いたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

予算書の22、23ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料4,000円につきましては、電柱敷地の使用料でございます。

32、33ページを御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、4目消防費委託金、1節水防費委託金138万1,000円につきましては、水門等の点検管理に関し、水防費委託金として三重県より交付されるもので、水防事業費に全額充当しております。

通知します。36ページ、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、2節総務費雑入、説明欄下から2項目めのDONET負担金99万円につきましては、古江陸上局周辺の陸上部から浅海部のケーブル管理業務に係る負担金であり、国立研究開発法人防災科学技術研究所から依頼を受け、防災危機管理課と商工観光課で分担して実施するものでございます。

次のページを御覧ください。

7節消防費雑入394万4,000円のうち、消防団員退職報償金収入394万2,000円は、消防団員等公務災害補償等共済基金から交付されるもので、消防団員の退職金に充当するものでございます。

消防団員福祉共済制度事務費等収入2,000円は、同じく共済基金から事務費として交付されるものでございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。通知します。

予算説明書66、67ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、12目防災費、本年度予算額3,401万7,000円でございます。細目防災訓練経費55万4,000円でございますが、事業内

容といたしましては、市民の防災意識の高揚と自主防災活動の促進を図り、防災を日常化することを目的に、尾鷲市災害対処訓練、尾鷲市防災訓練の実施、また、防災フェアの開催による啓発活動を行う事務経費でございます。

次に、細目自主防災組織整備事業425万2,000円でございます。事業内容といたしましては、市民の安全安心を向上させるため、災害時に備えた避難経路の確保、自主防災活動を積極的に取り込むことを目指しました事業経費でございます。主なものとしましては、10節需用費の修繕料240万円は、避難路簡易修繕料でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の補助金126万円は、尾鷲市地域防災力向上補助金でございます。

次に、細目防災危機管理課維持管理経費2,168万9,000円でございます。事業内容につきましては、災害時に重要な警報などの防災情報をより迅速に伝達するため、防災行政無線、防災メール、エリアワンセグなどを運用しております。これらを活用して市民自らが避難行動の判断を的確に行うことで被害が最小限となることから、減災対策につなげるためにこれらのシステムの維持管理や更新などを実施する事業経費でございます。

事業費の主なものとしましては、10節需用費426万9,000円のうち光熱水費376万6,000円で、このうち313万2,000円が防災センター電気代でございます。12節委託料1,545万2,000円のうち、防災無線保守点検業務委託料373万3,000円、土砂災害情報相互通報システム保守点検業務委託料330万円、エリアワンセグシステム保守料825万円でございます。

次のページを御覧ください。

細目防災対策費752万2,000円でございます。事業内容につきましては、様々な防災減災対策を実施する事業経費でございます。10節需用費、消耗品費354万6,000円は、公的備蓄品の確保として、アルファ米、保存水、粉ミルクの購入費、また、その他の公的備蓄品及び防災啓発物品などの購入費用でございます。14節工事請負費70万1,000円は、エリアワンセグのアンテナ取付工事費でございます。18節負担金補助及び交付金257万1,000円のうち、三重県防災行政無線運営協議会負担金72万円と三重県防災航空隊運営費負担金178万9,000円が主なもので、県内各市町から県事業への負担金でございます。

通知します。次に、予算説明書72、73ページを御覧ください。

14目諸費、総務管理費負担金127万円のうち、当課分といたしましては、紀

北危険物安全協会負担金10万円、指定ヘリポート管理負担金3万6,000円、尾鷲地区防犯協会負担金99万7,000円、暴力追放推進会議負担金4万円、津波予測伝達システム市町負担金10万円でございます。

次に、総務管理費補助金12万円は尾鷲市防犯委員会補助金で、これは、市内8地区から成る防犯委員会の運営費でございます。

通知します。次に、170ページ、171ページを御覧ください。

8款消防費、1項消防費、1目常備消防費4億7,338万円で、その内訳といたしましては、次のページを御覧ください。

三重紀北消防組合負担金として4億6,549万7,000円、消防救急デジタル無線共通波設備負担金788万3,000円でございます。

次に、2目非常備消防費、本年度予算額6,669万6,000円でございます。

細目消防団員活動費2,902万3,000円でございますが、事業内容につきましては、消防団の日常的な訓練等の事業経費でございます。1節報酬1,791万円が団員の訓練手当等各手当でございます。4節共済費555万円のうち、退職報償金に係る掛金として499万2,000円。そのほか、消防団員の災害補償掛金49万4,000円が主なものでございます。7節報償費394万2,000円は、消防団員の退職報償金でございます。

次に、細目非常備消防一般事務費3,767万3,000円でございます。事業内容につきましては、消防団員の活動に際しての安全管理を目的に各団に配備している小型動力ポンプ付積載車の更新、整備や各分団詰所の資機材等の管理を行う事業経費でございます。10節需用費232万3,000円のうち、修繕料145万4,000円につきましては、消防団車両12台分の車検整備代でございます。11節役務費106万5,000円のうち、浄化槽保守点検等手数料66万6,000円は、分団詰所の保守点検、法定検査、清掃手数料でございます。12節委託料289万7,000円は、九鬼消防団車庫設計監理業務156万2,000円。須賀利消防団車庫設計業務委託133万5,000円、14節工事請負費2,068万3,000円は、九鬼消防団車庫建設にかかる費用でございます。

次のページを御覧ください。

17節備品購入費986万4,000円は、賀田消防団小型動力ポンプ付積載車購入費でございます。18節負担金23万8,000円は、消防協会紀北支会への負担金でございます。

ここで、九鬼消防団車庫整備事業について、主要施策の予算概要により担当者か

ら説明いたさせます。

- 寺下防災危機管理課主任 主要施策の予算概要について説明させていただきます。

主要施策の予算概要 78 ページを御覧ください。

九鬼消防団車庫整備事業についてです。九鬼消防団車庫は、長年にわたり消防団活動の拠点として使用されており、九鬼町民の生命及び財産を守るため重要な役割を果たしておりますが、鉄骨造で建設から 50 年以上経過しており、かなり老朽化が進んでおります。特にシャッター、サッシ、トイレの傷みが激しく、消防団活動に支障を来しているため、施設の再整備を行い、市民が安心して暮らせる消防団体制を構築していきます。事業内容といたしましては、令和 4 年度に建設工事を行い、消防団活動に適した環境をつくっていきます。施設につきましては、消防団車両 1 台を配備することができ、また、待機することができるものとしていきます。予算額は 2,224 万 5,000 円であり、財源内訳については、一般財源 464 万 5,000 円、消防団施設整備事業債 1,760 万円となっております。

以上で説明を終わります。

- 尾上防災危機管理課長 予算書 174 ページ、175 ページにお戻りください。

3 目水防費、本年度予算額 138 万 1,000 円でございます。水防事業につきましては、市内にあります 105 か所の防潮扉や樋門、水門などの点検管理を行う事業で、全て県支出金の水防費委託金が充当されております。

防災危機管理課に係る分についての説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 南委員長 説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

- 小川委員 二、三お聞きします。67 ページ、負担金補助及び交付金 126 万円とありますけれども、これって以前は 77 団体、7 万ぐらいだったと思うんですけど、これは変わらずですか。

- 尾上防災危機管理課長 補助金の積算につきましては、自主防災組織は七十数団体あるんですが、126 万円の補助金の算出につきましては、7 万円の 18 団体分ということで予算のほうを計上させていただいております。

- 小川委員 そうなんや。分かりました。

69 ページ、消耗品費の中に備蓄品のところがありましたね、354 万 6,000 円、アルファ米とかを買うとか。ということは、これだけの部分が今度期限が切

れるということですか、これは前も言わせていただきましたけど、絶対廃棄しないようにと行って、行き先とかは決めてあるんでしょうか。

○尾上防災危機管理課長　先日、小川委員さんのお話で、本年度の入替え分については約8,000食あるんですけども、昨年、本年度とコロナ禍により防災訓練等、事業ができない中で、昨年は非常食機構というところで交換分を利活用していただいたんですが、今年はその分につきまして、これまでと同様、自主防災組織が自主的に行われる訓練に2,500食ほど配布しました。あと、防災危機管理課からの取組としまして、小学校、中学校のお子さんにアルファ米を食べていただくということで、1人、御家族の分も含めて4食分ずつ配布して4,160食、あとは社協を通じて貧困者のほうへの配布等でおおむね今年の入替え分については利活用しております。

以上でございます。

○小川委員　以前は40%以上廃棄処分してしまっていたもので、本当に食品ロスの問題からもったいないということで、四日市は、去年は国が運送代を持ってくれたわけですかね。そのとき、全国の困窮者の方から御礼のお手紙とかをいっぱいいただいたと思うんですけども、もしできるようでしたらそっちのほうへまた送っていただければ、尾鷲市ってこんないいところだと言ってもらえますので、頑張りたいと思います。

以上です。

○南委員長　他にございませんか。

○中村委員　非常食の利活用で、今、ウクライナの周りにすごい200万人とかの難民の方がきつとおられると思うのですけれども、そっちのほうに例えば8,000食まとめて送ってあげるとかというような予定はないんですか。

○尾上防災危機管理課長　先ほどの小川委員さんの御説明で説明したように、本年度のローテーションの中での入れ入替え分についてはおおむね利活用が終わってしまいました。来年度の交換時期というのがおおむね年度末になります。これはあくまで被災時のものでして、期限が来るまでに先んじてという部分では防災計画上でいろいろありまして、あとは、同様の8,000食分を来年度利活用できる時期が来たときに送るとしましても、運賃とかいろいろな部分で費用面をまた勘案した上で一応検討させていただくというようなことで御理解していただければと思います。

○南委員長　よろしいですか。

他にございませんか。

○仲委員 173ページの非常備消防の委託料、設計等業務委託料と工事費なんですけど、今回、九鬼の消防団車庫の設計と工事費、須賀利ということで、一般質問でもあったのかな、トイレの関連も出てくるということで、いいことなんですけど。この委託料については、289万7,000円が九鬼の消防団車庫と須賀利の消防団車庫が入っていますね。工事費のほうが九鬼だけなんです。これは何か意図がありますか。

○尾上防災危機管理課長 設計業務委託費が二つあって工事が一つといたしますのは、九鬼の部分につきましては、当初、長寿命化では6年度の更新、長寿命化を考えておったんですが、現地を再確認したところ、急ぎ建て替えをしたほうが良いということで上げさせていただきました。須賀利の設計分につきましては、もともとの計画に基づきまして、来年度設計した後に再来年度更新ということでの部分での設計監理業務委託でございます。

○仲委員 よろしいんですけど、多分九鬼の場合は設計料と工事費を合わせて2,224万5,000円、起債が1,760万。これは設計費も入っておるんじゃないですか、起債が、同時やで。そういう利点があると思うんですけど、須賀利の設計費だけやったら起債が効かないような気もするけど、入っています。そこら辺をちょっと。

○尾上防災危機管理課長 すみません。その辺は一度財政のほうと精査させていただきます。申し訳ないです。

○南委員長 他にございませんか。

○三鬼議長 先ほど、アルファ米とか保存食の話があったんですけど、最近コロナの感染症との関連で学校の給食施設が機能しないとかがあって、最近も先生がおにぎりとかパンを買いに、給食の代わりということがあったので、こういったのを上手に活用すれば、防災から教育委員会に言うのか、教育委員会から防災に言うのか、市長部局のほうからそういった連携が取れるというか、同じ緊急事態としては変わらんようなところもあろうかと思っておりますので、庁内によってそういった連携が取れるように、せっかくそういったのがありますので、教育委員会には連携が取れるような体制をつくるべきやということは教育長にはお話をさせていただいたんですけど、その辺、やっぱり庁内の仕事の仕方だと思うんですけど、お願いしたいなと思うんですけど。

○尾上防災危機管理課長 その辺につきましては、先日、宮之上小学校の件があったときに教育委員会の調整監と一度お話をする機会がありまして、今後そういうこ

とがあったときの対応については、市長の判断もしていただかなければならないんですが、前向きにということでは話をしております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、防災課所管の審査を終了いたします。ありがとうございました。

続いて、税務課に入ってください。

よろしいですか、課長。

それでは、税務課所管の、まず、議案第17号、補正予算の説明からお願いいたします。

○仲税務課長 それでは、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の議決についてのうち、税務課所管部分について、予算書と資料を用いて御説明させていただきます。

まずは、補正予算書の3ページ最上段を御覧ください。

1款市税、補正前の額18億527万6,000円に対して1億2,318万3,000円の増額補正を行い、予算現額を19億2,845万9,000円とするものであります。

今回の市税の補正につきましては、令和3年12月末の各税の調定及び収入状況等を基に年度末の収入見込みを精査し、所要の補正を行うものであります。詳細につきましては、委員会資料で説明いたします。

税務課委員会資料1ページを御覧ください。通知させていただきます。

御覧いただきますとおり、補正額は、個人市民税滞納繰越分以外全て増額で、基本的には先ほど述べましたとおり、12月末の収納実績から最終収入額を見積り、その額と予算現額との差額を補正計上しております。税目ごとの補正理由につきましては一番右の欄に記載のとおりでありますけれども、主なものについて、簡単に説明させていただきます。

市民税個人並びに法人の現年課税分につきましては、それぞれ4,264万5,000円、3,846万3,000円と大幅な補正増を計上しております。主な要因といたしましては、一昨年末の当初予算作成時期がコロナウイルス感染症の第3波の時期であったということから、コロナ禍による影響の程度が非常に予測困難でありまして、個人収入の減少を見込み、そして、外出自粛等の影響を受けた法人の大幅な収入減少を見込んでおりましたが、その後、一旦コロナウイルス感染症拡大が落

ち着きを見せる中、新年度に入りまして、個人市民税においては調定額が見込みを上回るとともに、その収納率においても昨年度来から好調を保っていること、さらに法人におきましては、全体的に減収見込みが想定を下回ったことが要因となり、結果として、それぞれ3月末までの最終調定額が当初予算を上回る見込みであることから、今回補正を計上することとなりました。

一方、個人市民税の滞納繰越分112万1,000円の増額につきましては、当初予算作成時におけるコロナ禍の影響に鑑み、現年課税分の減少とともに滞納繰越額の増加を若干多く見込んでおりましたが、実際には令和2年度現年課税分の収納実績が実質的に好調であったことにより、令和3年度の繰越額が減少し、本年度の最終的な収納見込額も予算現額を下回る状況となったため、減額補正を行うものであります。

次に、固定資産税の現年課税分3,069万4,000円の増額につきましては、主に償却資産大臣配分の減少が見込みを下回ったことによる増額補正であります。

次に、軽自動車税環境性能割現年課税分47万8,000円の増額につきましては、新車登録台数の増加に伴う収納見込額の増加によるものであります。

次に、たばこ税現年課税分708万8,000円の増額につきましては、課税本数は減少傾向でありますけれども、税率改正による販売本数の減少が見込みより少なかったことと、税率上昇の影響による収入増加見込みによる増加額であります。

最下段の都市計画税現年課税分21万6,000円の増額につきましては、課税対象が土地家屋であることから、固定資産税と同様に家屋の減失見込みが当初を下回ったため、増額を補正したいと考えます。

以上、結果として、市税合計で1億2,318万3,000円の補正増を計上させていただきます。

次に、委員会資料の2ページを御覧ください。

今回の補正計上に当たり、市税の年度末の収入見込みを精査するため参考にした令和3年12月末の市税収納実績表であります。内容については、記載のとおり、各税目の12月末現在の調定額、収入済額、収納率などを表した表であります。御覧のとおり、各税の12月末時点での収納率は好調でありまして、市税全体で1.4ポイント、昨年度同時期を上回っております。この表につきましては、後ほど御参照いただきたいと思いますと考えております。

一般会計補正予算のうち、歳入についての説明は以上であります。

続きまして、歳出補正であります。補正予算書の28ページの最下段を御覧くだ

さい。

2 款総務費、2 項徴税費、1 目税務総務費は、補正前の額 1 億 9 1 4 万 3, 0 0 0 円に対し 7 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、予算現額を 1 億 8 4 3 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

2 9 ページ、最下段説明欄のほうを御覧ください。

1 2 節委託料につきましては、今年度実施いたしました現況地番図、家屋図異動修正など業務委託並びに市税など納税通知書作成業務委託につきまして、それぞれ 2 9 万 7, 0 0 0 円並びに 4 1 万の合計 7 0 万 7, 0 0 0 円の減額を行いますが、いずれも入札による額の確定に伴う差額を減額するものであります。

以上、税務課に係る補正予算の説明を終わらせていただきます。

○南委員長 税務課の補正予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○仲委員 資料のほうで説明をいただいたんですけど、市民税の個人も 4, 2 6 4 万 5, 0 0 0 円の増、法人も 3, 8 4 6 万 3, 0 0 0 円と、固定資産も 3, 0 0 0 円。個人の増額はまた別途話しますけど、この法人の 3, 8 4 6 万 3, 0 0 0 円の増ですね。理由が、減収見込みが想定を下回ったためとあるんですけど、当初かなり減収を見込んだという意味で取られるんですけど、そんなに景気がよくなったというような印象も私は受けていないんですけど、法人も。

それから、固定資産について、償却資産における大臣配分の減収が見込みを下回った、ちょっとこれ、意味が分からんもんで、もっと詳しく説明してください。総体的に下の表のほうで個人市民税の現年分も法人も固定資産も全て収納率が上がっておるんさね、実際は。特に法人市民税なんかは 7 0. 7 が 7 2. 1、法人市民税の現年分が 1 0 0. 9 %、それから、固定資産も 9 7. 7、増えていますね。この収納率が上がったという理由のほうの比重が重いんじゃないですか。そこはどうですか。

○仲税務課長 まず、法人市民税の見込みに関してでありますけれども、ちょうど昨年の当初予算策定時期において、うちの作成に当たって、例年ですと上位 2 0 社に調査をかけるわけですけど、コロナの影響を特に調べる必要があるということで、3 0 社見込みを出していただいて、それを参考に課税賦課したわけなんですけど、その時点においては、外出自粛の影響を受けた大型企業とか、そういった部分の減収が物すごく減っておりまして、それらが影響して、やはり委員が言われるように当初の減収見込みが少し多かったといえますか、少なく見込んでしまったという部分がございます。

それと固定資産税の大臣配分の減少につきましては、やはり市内の大型事業所の償却資産分の大臣配分につきまして、なかなか見込みができない中で、本市が見込んでいた額よりも大臣配分が多かったと。逆に言えばそういうことでございました。

収納率に関しましては、年内とかいろいろな各種給付金の影響とか、恐らく市民の方の納税意識の向上とかで好調を保っております、それによる補正増という部分も今回の補正にはプラスされておるものと考えております。

○仲委員　　コロナの影響で経済が低迷しておるとか、法人も収入が減少しておる中では、逆に収納率は下がるはずなんですわ。市民の意識が高ければ収納率は当然上がります。だけど、収益がないところについては収納率は下がるだろうというのが一般的な話ですもので、逆に上がっておるということは、税務課が収納されておるからか、かなり努力をしたという部分があると思うので、そこら辺は僕は前面に出してもらったほうがいいと思うんです。

もう一つは、固定資産税の償却資産における大臣配分、こういう理由であれば、毎年度固定資産の部分については、現年分、影響があるという理解でよろしいですか。

○仲税務課長　　今回は、要するに大幅に事業撤退によって減少したという事例があったわけなんですけれども、そのほうも令和3年度に入って落ち着きを見せておりますので、今後、毎年大臣配分をある程度予想するわけなんですけれども、その予想に関しては、今後は安定してくるのではないかと考えております。

○南委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、引き続き、議案の第12号、令和4年度の当初予算の説明をお願いいたします。

○仲税務課長　　それでは、引き続き、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計当初予算の議決についてのうち、税務課所管部分につきまして、予算書などに基づき説明いたします。

当初予算書の3ページを御覧ください。

一般会計歳入、1款市税、合計額18億7,370万円であります。詳細につきましては、例年のように委員会資料を使って説明させていただきたいと思っております。

税務課委員会資料の3ページを御覧ください。

この表は、税目ごとに令和4年度と令和3年度の当初予算ベースで比較した表で

あります。最下段の総計欄を御覧ください。

令和4年度の市税合計予算額は18億7,370万円で、令和3年度当初予算額と比較して6,842万4,000円、率にしますと約3.8%の増加を見込みました。この令和4年度当初予算につきましては、令和3年度分の直近の課税状況を基に税目ごとに制度改正や人口減、経済状況による経年変化、収納率の状況等を加味した上で積算しております。

内容といたしましては、記載のとおり、現年課税分の当初予算比較においては、国有資産など所在地市町交付金及び納付金と都市計画税を除く全ての税目で昨年度より増加しております。

それでは、各税目の積算方法について概要を説明いたします。

まず、1項の市民税、1目個人、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算と比較して2,383万3,000円、率にすると3.66%の増加を見込んでおります。増加の主な理由といたしましては、課税人口の減少に伴い市税収入が減少する中で、令和3年度の実績に鑑み、コロナ禍による個人の減収見込みを昨年度より縮小させた。それと、昨年度と比べて退職所得の見込みが増加したことなどが要因となって所得割が増加したということによるものであります。

次に、下段2節個人市民税の滞納繰越分につきましては、昨年度と同額としておりますが、これは、徴収による令和2年度までの滞納分の減少分、それと、新たに発生する令和3年度賦課分における新規滞納見込額がほぼ同額となったためであります。

次に、2目法人現年課税分ですが、昨年度比2,030万2,000円、約22.5%の増額を見込んでおります。これは、昨年度当初予算においては、先ほど申しましたこともあるんですが、法改正による令和元年10月以降開始の事業年度分に係る法人税割の税率引下げに加え、コロナ禍による対象法人の減収を多く見込んだ上で予算計上してはいたしましたが、令和3年度の実績に鑑み、法人の減収見込みをやはり縮小させたということによって、結果的に昨年度当初と比べ大幅な増額を計上しております。

次に、2節法人の滞納繰越分につきましては、1,273万4,000円の減少が計上しておりますが、令和3年度予算として計上した令和2年度課税分に対する徴収猶予額約1,288万円分の減少が主な要因となっております。

次に、2項1目固定資産税、1節現年課税分を御覧ください。

前年度当初予算に比較して2,922万3,000円、約4.1%の増加見込みで

あります。増加の理由といたしましては、土地評価額が低下する中で、大型事業所の施設解体が令和3年度にほぼ終了したことに伴う償却資産見込み減少率が昨年度より改善したこと、償却資産大臣配分の減少が昨年度より僅かであったこと、コロナ禍による減免特例措置が令和3年度で終了したこと等が主な要因であります。

次に、2目国有資産など所在地市町市町村交付金及び納付金につきましては、本市内に所在する国や地方公共団体などの施設に係る固定資産税相当額を交付金として受領するものでありますけれども、御覧のように地価下落等を反映して12万6,000円の減額となりました。

次に、3項軽自動車税につきましては、1目環境性能割、2目種別割ともに昨年度を上回り、軽自動車全体で昨年度比278万6,000円の増額となっております。これは、普通車からの移行を含む軽自動車の新規取得、あるいは買い控え傾向に伴う税率の高い長期所有者の増加を見込んだことが主な理由であります。

次に、4項1目市たばこ税を御覧ください。587万5,000円の増加見込みであります。これは、令和3年度は税率改正による販売本数の減少が見込みより少なかったため、令和3年度予算より販売本数を多く見込んだことが主な要因であります。

次に、5項1目都市計画税、1節現年課税分は101万8,000円、約0.9%の減少見込みです。主な理由につきましては、都市計画税は土地家屋を課税対象としているため、地価下落並びに家屋減失の影響を反映したものであります。

歳入のうち、1款市税の説明は以上であります。

次に、予算書にお戻りいただきまして、24ページ、25ページの下段の表を御覧ください。

13款使用料及び手数料、2項手数料、1目1節総務手数料のうち税務課分は、説明欄の上から5番目の税務証明手数料45万6,000円で、これは税務関連の各種証明書発行手数料であります。

次に、予算書30、31ページの最下段を御覧ください。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、2節徴税费委託金2,388万5,000円は、個人県民税徴収取扱交付金で、県民税の徴収事務経費に係る県からの交付金であります。

次に、予算書34、35ページ、下から2段目の表を御覧ください。

20款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目1節延滞金340万円は、昨年と同額で市税の延滞金であります。

次に、予算書36、37ページの下段の表の1行目を御覧ください。

5項1目雑入、1節滞納処分費21万9,000円は、滞納処分を行うとき必要とされる各種手数料などの費用に対する納税義務者からの費用弁償による収入を想定しております。

2節総務費雑入のうち、税務課に係るものは、備考欄上から8段目のコピー機使用料2,000円と、その下の納付書など共同印刷負担金160万4,000円であります。コピー使用料2,000円は、窓口による現況図などのコピーサービスに対する使用料、納付書など共同印刷負担金は、納付書の印刷費用のうち、国保特別会計、後期高齢者医療特別会計からの応分の負担金であります。

続きまして、歳出予算について説明いたします。

予算書の74、75ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費のうち、人件費を除く税務課に係る歳出につきましては、75ページ説明欄の上から7行目、賦課事務費としての4,333万7,000円であります。これは、市税の賦課業務関連の事務経費でありますけれども、本年は後ほど御説明する委託料の関係で、前年度当初予算と比べ1,491万2,000円増加しております。

内訳の主なものについて説明いたします。右側の説明欄を御覧ください。

旅費4,000円は、名古屋での研修を兼ねた説明会参加のための普通旅費です。需用費237万3,000円は、業務関連の図書購入を含む消耗品費並びに印刷製本費であります。役務費224万1,000円は、納税通知書などの郵送費用及び税務署を通して支払う年末調整関係書類同封作業手数料であります。次の委託料2,742万6,000円は賦課業務関連で、ほとんどが例年必要な業務委託料でありますけれども、昨年度と比べ1,487万2,000円の増加となっております。これは、土地鑑定評価業務委託料が評価替え2年目に必要な標準宅地簡易評価業務、評価替え鑑定評価業務の分として433万5,000円増加していることや、令和3年度税制改正に基づく地方税共通納税システム対象税目拡大に伴う本市総合住民情報システム改修業務委託料が昨年度と比較して1,125万3,000円増加したことが主な要因であります。

ここで令和4年度に予定している総合住民情報システムの改修内容について、その概要を簡単に説明させていただきます。

今回の改修は、令和3年度税制改正に伴う納付手続などの電子化推進に基づくもので、地方税共通納税システムの対象税目をこれまでの住民税特別徴収部門、法人

市民税に加え、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割に追加拡大すること。さらに義務化されることとなりました当初納付書への安定特定機確認行動及び地方税統一QRコードの印字、さらには納付書の様式変更に対応するためのOCRシステム、消込システムの改修等であり、令和5年度課税分からの運用に向けて、本市総合住民情報システムに対する比較的大規模な改修が必要となったものであります。

続きまして、その下の使用料及び賃借料233万4,000円の主なものといたしましては、地方税電子申告審査システムなどASPサービス利用料が254万円で、いわゆるエルタックス電子申告などに係る地方税共同機構へ支払う利用料であります。

次の負担金補助及び交付金95万9,000円につきましては、記載のとおり、業務関係で必要な関連団体への分担金、会費並びに負担金であります。

最後に償還金利子及び割引料800万円につきましては、市税の過年度還付金及び還付加算金で、昨年度と同額を計上いたしました。

賦課事務費については以上であります。

続きまして、2目賦課徴収費であります。74、75ページの最下段を御覧ください。

徴収事務経費629万は、市税の徴収業務に係る事務経費であります。

75ページの説明欄を御覧ください。

1節報酬2万円は、固定資産評価審査委員3人分の報酬であります。8節旅費4万1,000円は、主に県外徴収に係る普通旅費であります。

次ページに移っていただきまして、10節需用費101万円につきましては、納付書封筒等に係る印刷製本費が主なものであります。

次に、11節役務費202万2,000円につきましては、督促状、催告状などの郵送経費が主なもので、ほか御覧のとおり、不動産鑑定手数料、以下、徴収業務に係る各種手数料を計上させていただいております。18節負担金補助及び交付金319万7,000円の主なものといたしましては、説明欄下から3段目、三重地方税管理回収機構への負担金316万2,000円が主なものであります。

徴収事務経費の説明については以上であります。

最後に、主要施策の予算概要を通知させていただきます。

税務行政の推進といたしまして、事業の目的である安定的な行政運営を図るための適正な賦課と公平な税負担による自主財源の確保に努めること、そして、事業の内容欄には主な事業予算について列記しております。これらの内容につきましては

先ほどからの説明と重複いたしますので、説明は割愛させていただきますので、後ほど御参照のほうをよろしく願いいたします。

令和4年度一般会計当初予算の説明は以上でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上です。

御意見、御指摘のある方、御発言。

○村田委員 三重地方税の管理回収機構、これ、委託してあるんですが、負担金ですね。管理回収機構の実績というのはどのくらい上がっていますか。

○仲税務課長 この負担金につきましては、実は2年間委託するというので、2年前の実績に応じた額ということは言えるんですけども、この回収機構に対しては、均等割として10万円、件数割について14万、実績が10%ということになりまして、その2年前の実績額に対する負担金ということになります。金額にいたしますと、前回から徴収実績によって増加しておりまして、その増加額は47万3,000円ということになっております。

○南委員長 村田委員、よろしいですか。

○村田委員 いや、あまり分からんな。

○仲税務課長 どのくらい上がっているかということですね。

○村田委員 実績。

○仲税務課長 令和4年度の負担金の割合といたしましては、処理件数割として12件の、先ほど言いましたように14万円、均等割の10万円、それと徴収実績割といたしまして138万2,000円。つまり、これの10倍ですので、令和3年3月31日現在の令和2年度の実績といたしましては、財産調査件数が5,285件、差押え事前通知件数が175件、差押えの執行件数、預貯金が132件、その他が18件の合計150件、取立金額の合計額といたしましては478万598円となっております。

○村田委員 これ、回収機構の負担金の割に結構回収、各市各市によって回収の件数も違うし額も違うのでしょうから一概には言えませんが、この額が非常に少ないですね。その割に負担金が高いというところで、いかがなものであろうかと思うんですが、その辺の回収に対する、実績に対するパーセンテージというのはどのくらい上がっているんですか。

○仲税務課長 令和元年度、令和2年度、それぞれ15件移管したわけでありまして、その移管した額に対する徴収額は、それぞれ50%のときもあれば81.

3%のときもあると。

○村田委員 だから、平均で。

○仲税務課長 平均は出していないんですが、ちょっと申しあげてもよろしいでしょうかね。平成28年度が70.0%、平成29分年度が102.6%、平成30年度が50%ですが、平成元年度においては81.3%と。平成29年度は102.6%、これは2年間にわたって移管することで100を超える場合もあるということです。

○村田委員 これは、1件について2年間にわたって回収をしたから100%以上超えていくということなんですね。

○仲税務課長 おっしゃられるとおりで、その年に移管した額に対する回収率ですので、計算上100を超える場合もあります。

○村田委員 もう一遍説明して。俺、頭が悪いもんで分からんですわ。もう一遍言ってください。

○仲税務課長 年間15件を移管しておるわけなんですけど、それぞれの移管件数においては2年間、徴収のほうをお願いするということになっておりまして、その年度その年度の移管額というのもあるんですが、それをまるまる超えた年においては100%を超える場合もあると、金額的に。そういうことになります。

○村田委員 次に、一般会計の補正予算の補足資料なんですけど、これを見せていただいたんですけども、先ほどの資料、1ページの資料と同じような感じでしたが、これは、いずれもその当初の見込みがコロナ禍で少なくし過ぎたためにこういうことになったということでしたね、前回。今回もそういうことでやっていくんだということですが、単純にそういう形で戻すというか上げたわけですけど、それで大丈夫なんですとか、その予算組みというのは。

○仲税務課長 大丈夫かと言われますと、いろんな収納率とかこれまでの、例えばコロナ禍に入ってから1回、昨年度の申告を見て初めて市民の全体の収入の状況が分かるわけですけども、そういった部分がデータとしてありますので、今回の予算額においては、結果的には市民の減収については昨年度の当初予算よりは少なくすることができたということになります。

したがいまして、収納率の好調といったいろんな要因もあるんですけども、昨年度のようなことはないと考えております。

○村田委員 ということは、そこそこ自信を持って予算の組立てをしたということですね、税務課としては。

- 仲税務課長　今年度12月末現在の状況を見て予測させていただいております。
- 村田委員　もう一回、最後にすみません。ここは市長にちょっとお伺いしたいんですけども、予算書の75ページで土地鑑定評価業務委託料ってありますよね。これは、土地を買って評価士に評価をしていただく業務なんですけれども、これは以前にも何回となく申し上げたんですけども、現状の土地価格と評価額、これが非常に乖離をしておるんじゃないかなという感じを実際持っております。実際、当たってもそういう感じなんです。評価をされておるけれども、実際売却しようとしたら、その年は全然売れないとか、本当にただに近いような価格しか売れないというようなことが起こってきているんですね。これは何でかという、本当に津波浸水域というすばらしい判定というか、国がしてくれたんですけども、要らんものちょっとと思うところもあるんですけども、そのおかげで評価がすごい、実勢単価が下がっているんですね。この乖離したその差額、こういったものについては、市長、どうなんでしょう。実際の評価額と、それから、評価額でもって税金を納めるわけですが、実際はそうじゃなかったよというこの乖離、この辺のところはどうお考えでしょうか。
- 加藤市長　土地の算定価格には、おっしゃっているように国が定める路線価格とか、市のあれする固定資産税の価格、実態の価格ってありますわね。委員おっしゃるように津波浸水域であるというようなことで、路線価格はそんなに、あまりいじっていないみたいですけど。そうすると実態の価格はどんどん下がってくる。その差が非常に大きいというような話の中で、事実、プロによる土地鑑定評価業務委託、昨年よりも430万ほど、ちょっと入れながらやっているわけなんですけれども、その辺のところも十分見極めながら、要するに固定資産税をどう評価するかということはやっぱり考えていかなきゃならないと。ただ、尾鷲市の場合、聞くところ、私の認識では路線価格と固定資産の価格が一緒になっていると。本来は違うはずなんです。それぞれの市町村は市町村で、そして国が定める、それは違っていいみたいなんですけれども、それに対する、私も同じであるということ自体を疑問視しているというのは事実なんです。その辺のところも実態と合わせたような形でやっていかなきゃならないと思うんですけども、今の状況ではそこまで至ってないという事実を見て、先ほど申しましたように、今回の場合も土地鑑定の評価業務委託料も増やししながら、実態に即した形のものをどう評価してくれるかということについても検証はしていきたいと思っているんですけどね。
- 村田委員　これは今後の課題ですね。もう何年来になるんですけども課題だ

と思うんですね。市としては固定資産税が多く入ったほうがいいんですから、路線価格と一緒にないと駄目なんでしょうけれども、それより下げるわけにいかないんですけれども、実際、市民生活の中ではこういう現象が起きていくということをやっぱり十分御認識いただいて、今後、御検討をひとつお願いいたします。

- 南委員長 昼からまだありますので、ここで午前中の審査を終了して、昼食のため休憩をいたします。再開は午後1時15分からといたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後 1時12分)

- 南委員長 若干早いようではございますけれども皆さんお集まりですので、休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

税務課所管の議案第12号の審査を続けて行います。

- 仲委員 75ページの委託料、中段にあるんですけど、総合住民情報システム改修業務委託料、説明では、地方税法、地方税の関連で、納付手続関係で改修が要するというので、ここに上がっているということは、税務課独自の改修が、言うたら大規模改修が必要なんだろうということで理解をしたんですけど、1,207万8,000円。総合住民システム自体が今運用されておると。その中で改修が必要ということで1,200万あるんですけど、実は企画調整のほうで49ページに、他の課のことなんですけど、中段に総合住民情報システム借り上げ料608万5,000円。それから、四つ目に総合住民システムクラウド環境移行機器借上料、これと同じシステムという中での改修ということで理解してよろしいですか。

- 仲税務課長 もちろん基幹システムである総合住民情報システムは委員おっしゃるとおりでございますけれども、今回、そのうちの市税あるいは国保後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る部分の改修ということで、税務課として予算計上させていただきました。

- 仲委員 改修については尾鷲市独自のものではないような気もするし、全国的な部分もあると思うんですけど、1年間の借上料と比較するとその倍の改修費が要するというので、もともとは情報化推進については企画調整が担当部署という中で、いろいろなシステム改修のときとかサポート関係の保守なんていうのは、ノウハウの中で業者とやり取りの上、入札に至っておるという経過があると思うんですわ。税務課さんも幾つかは経験があるとは思いますが、情報担当との協議の中で、極力改修費の節減というような努力はどの程度されていますか。

- 仲税務課長　今回の改修は、令和3年度の税制改正に基づいて国が示して、総務省が示している資料に基づいた上で契約を予定している業者が見積りを出してきていただいておりますけれども、最初の見積りを受け取った後においても、本市の実情、業務のやり方とか、そういったものと照らし合わせて、不必要な部分、そういった部分も中にはありましたので、そういった折衝の中で削ったり、あるいはその都度打合せ、確認作業をして、価格の引下げ、随意契約を予定しておりますので、そこの利点を生かして幾度となく交渉して最終的な見積りを受け取ったと、そういう次第であります。
- 仲委員　あくまでこれは予算計上の段階で、見積りの段階ということですので、会社側としては委託契約ということで強みもあるんですけど、逆に尾鷲市のほうも強みがあると思うので、できれば、ぜひ情報化推進の担当者ともっと協力して、入札の段階までに何らかの値下げ措置というか、再度交渉をお願いしたいわけですけど、そこらはどうですか。
- 仲税務課長　これまでも値下げといいますか、価格の引下げについては交渉しておりますけれども、今後、先ほど言われたように情報担当との折衝も含めて、最終的な仕様といいますか、そういった部分に関しては、例えば労務単価においても、向こうが提示している額とうちの設計の額とはやはり違うと思いますので、そういった辺りでできるだけ値段を引き下げていただくように交渉していきたいと思っております。
- 南委員長　他にございませんか。
- 内山副委員長　すみません、簡単なことだと思うんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけども、非課税世帯にコロナの給付金があったときに、大体3,700ぐらいと違う担当課の方から聞いていたんですけども、それ以降に手続によって分かる分があると言ったんですけども、大体今の時点で何件ぐらいあるんですか、尾鷲市で。
- 南委員長　答弁できます。
- 内山副委員長　後でもいいですよ。
- 南委員長　福祉のほうがええんかいな。福祉のときにまたしていただいたら。
- 加藤市長　今回の非課税世帯で、予算としては4,000人ということで、3,700人が住民税を払っていない人、それにコロナ禍で大きくあれた人、300人ぐらいにあれて、4,000人を一応対象にして今受付を開始していると。今現在、この前回ってきたのは、もう一回福祉のときに尋ねてもらったらいいだけ

ど、今2,000人超えた中で応募があったという話は一昨日ぐらいにちょっと聞いたんですけども、50%以上今達しているというようなことで。おっつけどんどんどんどん募集はやっていますから増えてくると思いますけれども、今、状況としてはそういう状況でございます。

○内山副委員長 ありがとうございます。

そしてもう一件、中部電力さんから来る固定資産税というのはどれぐらい入るんでしょうか。それもここでは……。

○南委員長 個人情報に。

○内山副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 ないようですので、税務課の審査を終了いたします。

次、市民課、お願いいたします。

市民課長、よろしいですか。

午前中は現地視察、御同行をありがとうございました。

それでは、引き続きまして、市民サービス課の付託議案の説明に入らせていただきます。

市民課は6議案ありますので、まず、議案第17号、令和3年度の一般会計の補正予算のほうからお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 市民サービス課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第17号、令和3年度尾鷲市一般会計補正予算(第16号)の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算書(第16号)及び予算説明書の16ページ、17ページを御覧ください。

歳入でございます。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、補正額70万6,000円を減額し、2億4,056万4,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金356万9,000円の増額は、住民基本台帳システムの改修に対する補助金の増額であり、個人番号カード交付事業費補助金427万5,000円の減額は、今年度の割当て上限限度額確定に伴う減額でございます。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、補正額823万9,0

00円を減額し、3億6,518万5,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金の後期高齢者基盤安定負担金360万円の減額で、額確定に伴う減額でございます。

20ページ、21ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入は、補正額373万2,000円を減額し、1億95万9,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、4節衛生費雑入の折橋墓地移転事業に伴う補償金1,529万6,000円の減額で、新墓地造成調査測量設計積算業務委託料の事業費確定によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。28ページ、29ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、9目生活相談費は、補正額234万5,000円を減額し、446万5,000円とするものでございます。市民相談経費の尾鷲市自治会連合会補助金20万円の減額は、今年度も昨年度に続きコロナ禍のため対象事業が実施できなかったことにより、補助金申請を行わないとの申出による尾鷲市自治会連合会補助金20万円の減額でございます。空家等対策事業の尾鷲市空家等実態調査業務委託料244万5,000円の減額は、今年度の事業費確定に伴う減額でございます。空家等実態調査の尾鷲市空家対策計画への反映につきましては現在作成中であり、完了後お示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、次ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、補正額127万4,000円を減額し、6,461万6,000円とするものでございます。戸籍住民基本台帳経費357万円の増額は、マイナンバーカードを活用した転出転入手続の簡素化対応のための住民基本台帳システム改修費用の追加でございます。この改修は、国の補助金の関係で3年度に予算化、繰越して4年度に実施を行ってまいります。個人番号カード交付事業431万6,000円の減額は、額確定に伴う借上料の減額及び全国での個人番号カードの交付見込みの減少に伴う通知カード、個人番号カード負担金の減額でございます。

38ページ、39ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、8目後期高齢者医療費は、補正額653万7,000円を減額し、4億3,853万3,000円とするものでございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、後期高齢者医療事業負担金28万円の減額で、三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金の変更に伴うものでございます。

続きまして、50ページ、51ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、4目斎場管理費は70万円を減額し、2,489万4,000円とするもので、事業費確定に伴う工事請負費70万円の減額でございます。5目墓地管理費は1,397万7,000円を減額し、2,459万2,000円とするものでございます。補正額が1,397万7,000円となった主な要因といたしましては、墓地造成調査設計積算業務委託料1,385万円の減額であり、これは、公有地の拡大の推進に関する法律適用決定に伴う事業費認定申請図書作成の減少によるものなどでございます。

続きまして、繰越明許費補正でございます。

7ページを御覧ください。

市民サービス課に係るものとしたしましては、まず、上から二つ目の梶賀コミュニティセンター空調改修事業428万7,000円でございます。今年度の完了予定としておりましたが、コロナ禍により電子機器等の製造等に多大な遅延が発生しており、該当の空調機器にも影響が及び、空調機器の入荷が見通せない状況となっております。今年度中の執行完了ができないか、あくまで可能性なんです、可能性を考慮し繰越明許しようとするものでございます。

続きましては、その下にあります住民基本台帳システム改修業務357万円で、これは歳出補正の中でも説明申し上げました国のマイナンバー制度管理システムの拡充に伴うものでございます。

続きまして、債務負担行為補正でございます。

市民サービス課に係るものとしたしましては、変更分のうち、上から三つ目、住民基本台帳ネットワーク機器借上料につきまして、限度額74万2,000円であったものを69万円に5万2,000円減額するものでございます。これは、歳出補正の中でも説明申し上げました事業費確定に伴うものでございます。

議案第17号についての説明は以上でございます。

○南委員長 御質疑等ある方、御発言願います。

○小川委員 29ページ、先ほど、空家対策事業の中で214万5,000円減額ということをお聞きしたんですけど、また、調査の結果、今後示されるというふうに伺ったんですけど、大体いつぐらいになる予定なのでしょうか。

○宇利市民サービス課長 空家対策計画の変更のための調査という形でやらせていただいております。その調査結果を基にただいま空家対策計画の変更をかけさせていただいて、空き家の審議会に確認をいただいた後、早ければ4月中に、5月ぐ

らいには何とかお示しできるんじゃないかなというふうに考えております。

○小川委員　空き家全体では多分すごい数になると思うんですけど、制限時間があるんじゃないかと思うんですけど、この後やっぱり審議会にかけてもう一度調査しなければなりませんよね、特定空家の認定をするんだったら。それはこっちのほうに載っておるかも分らんけど、まだ見ていないんですけども、今後そういうスケジュールで進めていかれるのかどうか。

○宇利市民サービス課長　空家対策につきましては相当遅れを、御指摘を受けております。私どもも早くやっついていかないといけないというふうに考えております。その中で、まず、特定空家に認定する家屋を先に何らか決めまして、取っかかりとしてそちらのほうをまず特定空家に認定できるかどうかの判断をさせていただいた後、その後の処理をしていくというのをまず最初にやっついていきたいと考えております。その後、ある程度のルーチンができた折に件数を増やしていく方向性も考えながら今後の方針を立てていきたいというふうに考えております。

○小川委員　その空家対策計画をやっついていくのに今の話聞きますと、地域を認定するのかなと思って、全体的にやるのはなかなか難しいですから、地域をこの地域この地域と分けてやるのかどうか、それだけお聞かせください。

○宇利市民サービス課長　現状においては地域を分けて、ここの地域を重点的という形ではちょっと考えておりません。ですので、今、委員さんが言われたように全体をという形の中で、できる範囲の中からやっついていくということになるかなというふうに考えております。

○南委員長　他にございませんか。

○仲委員　7ページ、繰越明許費の補正で、先ほど、梶賀コミュニティーセンター空調改修事業が、ちょっと聞き漏らしたんですけど、エアコン自身が入らないとか供給がなされていないとか、いろんな話が出ておるんですけど、半導体不足とか。もうちょっと詳しい説明があればありがたいんですけど。

○宇利市民サービス課長　入札後、いろんな導入を図っていただいている中で、もしかすると、3月31日が工期になっていますので、それまでに導入をいただいて検査が行われないと今年度予算として執行できないという形になるかと思っております。ですので、今、もしかすると3月31日を超えてしまうというおそれが出てきたということで繰越明許費を上げさせていただいております。これが3月31日までに完了するようであれば繰越明許の金額はゼロ円という形で、繰越明許の繰越明許費繰越計算書を6月の定例会にお出しするという形になるかと思っております。

○仲委員 理解できたんですけど、今現在、空調の機器が業者の手に入っている状況の中で、機器が遅かったもんで工事が遅れていくというのか、3月いっぱいまで機器が入らんような状態なのか、そこはどうなんですか。

○宇利市民サービス課長 今聞いている中では、最新の情報では、3月末までには機器導入が図れて事業完了がいけるんじゃないかという話を聞いております。

○仲委員 この問題については市民課さんだけの問題じゃないもんで、これからの空調関係の公共施設の部分が発注してもできないということであれば問題が大きいですので、全庁共有をしていただきたいと思いますと思うんですけど、よろしく願いします。

○宇利市民サービス課長 この繰越明許費を計上するに当たって、同じような話となっている教育委員会ともお話をさせていただいて情報共有をさせていただきながら予算計上させていただいたというのが事の経緯ですので、今後、委員の言われましたとおり、庁内での情報共有を図って、できるだけ予算執行に瑕疵のないような形で処理をしていきたいと考えております。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 他にないようですので、引き続きまして、議案第18号、令和3年度の国民健康保険事業の補正と、議案第19号、令和3年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計の補正予算、併せて2本、説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第18号、令和3年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の議決についてにつきまして御説明申し上げます。

補正予算書の75ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第1条第1項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,525万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億904万4,000円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について御説明申し上げます。

82ページ、83ページを御覧ください。

歳入でございます。第1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 税務課です。よろしく願いいたします。

それでは、まず、国保税の補正内容について、補正予算書等に基づき説明いたし

ます。

補正予算書 82、83 ページの上段の表の計の欄を御覧ください。

1 款 1 項国民健康保険税は、補正前の額 3 億 6,156 万 1,000 円に対し 935 万 6,000 円の補正増を行い、予算現額を 3 億 7,091 万 7,000 円とするもので、令和 3 年 12 月末の国民健康保険税の調定収入状況を基に年度末の最終収入見込みなどを精査した結果、所要の補正を行うものであります。

ここで、税務課委員会資料 4 ページを御覧ください。通知します。

国民健康保険税の各節ごとに予算現額、補正額、最終収入見込額をまとめた表であります。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般国民健康保険税の小計欄を御覧ください。

最終収入見込額の精査により、3 節介護給付金分現年課税分については 167 万 1,000 円の減額を、それ以外の現年課税分と全ての滞納繰越分については御覧のとおり増額を見込み、差引きの結果、935 万 9,000 円の増額としております。

次に、2 目退職者国民健康保険税の小計欄を御覧ください。

3,000 円の補正減であります。退職者国民健康保険税につきましては、平成 26 年度までで制度が廃止され、今年度の新規加入世帯はございませんが、追徴課税の可能性を踏まえ、1,000 円の予算計上をしておりましたが、追徴課税の案件がない見込みであることから、最終収入見込額をゼロ円として合計 3,000 円を補正減するものであります。

最下段、補正額合計欄を御覧ください。

一般国民健康保険税を増額し、退職者国民健康保険税を減額するため、保険税全体の合計で 935 万 6,000 円の補正増としております。

税務課委員会資料 6 ページを御覧ください。

今回、最終見込みの基礎としました令和 3 年 12 月末現在の国民健康保険税の収納実績表であります。これに関しましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただき、82 ページ、83 ページを御覧ください。

2 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目 保険給付費等交付金は、補正額 1,870 万 3,000 円を増額し、16 億 8,041 万 5,000 円とするものでございます。普通交付金 1,834 万 5,000 円の増額は、保険給付額が想定を上回ったことに

より増額するものでございます。特別交付金 35万8,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請件数の増加に伴い補正するものでございます。

次ページを御覧ください。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、補正額7,000円を追加し8,000円とするもので、国保財政調整基金の運用収入でございます。

続きまして、6款諸収入、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、補正額334万5,000円を減額し、5万5,000円とするものでございます。第三者行為件数が当初見込みより少ないため、今年度見込み数値を修正したことによる減額でございます。

第7款国庫支出金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 補正予算書の84、85ページ、最下段を御覧ください。

7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目1節国民健康保険災害等臨時特例補助金は、予算額53万6,000円を新規に計上するものです。

税務課委員会資料5ページを御覧ください。通知します。

この補助金は、本年度も昨年度と同様に実施いたしました新型コロナウイルス感染症によって主たる生計維持者が死亡もしくは重篤な傷病を負った世帯、あるいは感染症の影響により事業収入の減少のあった世帯に対する国保税減免に伴う減収分に対する国からの補填で、減免額の10分の6をこの補助金で、残りの10分の4を特別調整交付金で措置されるものであります。御覧のように減免決定額89万4,000円に対する補助額53万6,000円について、今回補正計上するものです。

説明を市民サービス課にお返しいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、歳出でございます。補正予算書にお戻りいただき、86ページ、87ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般分療養給付費等は、補正額972万4,000円を増額し、13億8,272万2,000円とするものでございます。2項高額療養費、1目一般分高額療養費は、補正額527万6,000円を増額し、2億2,167万円とするものでございます。1項療養諸費と2項高額療養費の増額は、一般被保険者療養給付費及び高額療養費の支出見込みが当初の想定より多くなったことによる増額でございます。6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、補正額1,046万9,000円を追加し、6,081万5,000円とするものでございます。今補正での歳入歳出差引き分1,046万1,000円

及び基金運用分 8,000 円を財政調整基金に積み立てるものでございます。

委員会資料の 8 ページを御覧ください。

今回の補正での国保財政調整基金の積立額が 1,046 万 9,000 円となり、国保財政調整基金の令和 3 年度末残高は 1 億 9,693 万 4,000 円となる見込みでございます。

補正予算書にお戻りいただき、86 ページ、87 ページを御覧ください。

第 8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目保険給付費等交付金償還金につきましては、補正額 21 万 2,000 円を減額し、2,054 万円とするものでございます。令和 2 年度新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免確定に伴う交付金償還金について、当初、令和 3 年度に返還を予定しておりましたが、返還確定が令和 4 年度となることから、令和 4 年度にて返還することとの県の指示により令和 3 年度予算を取り下げ、令和 4 年度に計上するものでございます。

議案第 18 号についての説明は以上でございます。

○南委員長　引き続き 19 号。

○宇利市民サービス課長　続きまして、議案第 19 号、令和 3 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決についてにつきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の 89 ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、第 1 条第 1 項にありますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,354 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 7,460 万円とするものでございます。

続きまして、補正の内容について御説明申し上げます。

補正予算書の 96 ページ、97 ページを御覧ください。

歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長　96 ページ上段の表、1 款 1 項後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

補正前の 2 億 2,153 万 4,000 円に対して 729 万 1,000 円を減額補正し、予算現額を 2 億 1,424 万 3,000 円とするものであります。これは、令和 3 年 12 月末の後期高齢者医療保険料の調定及び収入状況を基に年度末の最終収入見込みを精査した上で所要の補正を行うものであります。

税務課委員会資料の 8 ページを御覧ください。通知します。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収、1 節現年課税分は 2 6 1 万 9, 0 0 0 円、2 目普通徴収、1 節現年課税分は 4 1 6 万 9, 0 0 0 円、同じく普通徴収、2 節滞納繰越し分は 5 0 万 3, 0 0 0 円の補正減を行おうとするものであります。補正の主な理由は、理由欄に記載のとおり、1 2 月末の調定及びこれまでの収入状況を基に最終収入見込みを精査した結果、後期高齢者医療保険料全体で 7 2 9 万 1, 0 0 0 円の保険料の減少を見込んだためであります。

税務課委員会資料の 9 ページを御覧ください。

今回、最終収入見込みの基礎とした令和 3 年 1 2 月末現在の後期高齢者医療保険料の収納実績表であります。これにつきましては、後ほど御参照いただきたいと思います。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 補正予算書にお戻りいただき、9 6 ページ、9 7 ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金は、補正額 6 2 5 万 7, 0 0 0 円を減額し、4 億 3, 5 8 3 万円とするものでございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金額の変更等に伴う一般会計からの繰入額の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。次ページを御覧ください。

2 款広域連合負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合負担金は、補正額 1, 3 5 4 万 8, 0 0 0 円を減額し、6 億 4, 6 9 1 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。負担金補助及び交付金 1, 3 5 4 万 8, 0 0 0 円の減額は、三重県後期高齢者医療広域連合に対する市負担金の額の変更によるものでございます。主なものとしたしましては、保険料等負担金 7 2 9 万 1, 0 0 0 円の減額、保険基盤安定負担金 4 7 9 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

議案第 1 9 号についての説明は以上でございます。

○南委員長 1 8 号と国保と 1 9 号の高齢者の説明をしていただきました。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員 少し国保のほうでお聞かせ願いたいんですけど、8 6、8 7 ページ。高額療養費なんですけど、5 万やったですか、5 万以上やったですか、まず、お答えください。

○宇利市民サービス課長 すみません、ただいま手元に資料がございませんので、高額療養費の限度額というのは所得に応じた形でなっていますので、数字、今持っていないので、後ほど表として提出させていただくということによろしいですか。

○小川委員　　これ、所得によって違うんですけども、入院するとき、月末に入院するとそれを超えない場合があって、その月はやってもらえない。だから、入院するとき、月初めに入院したほうが良いという問題があるんですけど、そういうのは尾鷲市だけではできない、国が決めていることでできないことなんですよ。

○宇利市民サービス課長　　やはりどうしても診療と請求のバランスというのが、月単位というのが通常の医療機関の形、日本全国その形を取っておりますので、やはり今のシステムが月単位で保険なり何なりに請求をするという形を取っている以上、やはりどうしても月末に入院された方の高額の該当というののできにくいというものについては、尾鷲市で何とかなるような形のものではないと理解しております。

○小川委員　　それは分かるんですけど、月末に入院して月初めに退院して10万ぐらいかかったのに全然見てもらえないというのがあったので、それを月初めに入った場合、半額で済んだとかそんな話を聞きますので、そのところ、何とかならないかというのがあったものですから一応お聞きしました。

○南委員長　　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南委員長　　それでは、ないようですので、18と19号の特別会計の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第12号、令和4年度の尾鷲市一般会計の当初予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長　　続きまして、議案第12号、令和4年度尾鷲市一般会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

令和4年度一般会計予算書及び予算説明書の20ページ、21ページを御覧ください。

歳入でございます。11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金は、本年度予算額160万円で、前年度に対しまして20万円の減少でございます。

次ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1節総務管理使用料114万1,000円のうち、市民サービス課に係るものといましては、コミュニティーセンター使用料30万9,000円、行政財産使用料（市民サービス課）

3,000円でございます。コミュニティーセンター使用料は借り受けて使用させていただいております三木浦・大曾根コミュニティーセンターを除く11地区コミュニティーセンターの施設使用料で、実績に伴う件数により積算しております。行政財産使用料につきましては、電柱敷等の使用料でございます。

続きまして、3目衛生使用料、2節環境衛生使用料281万円の内訳といたしましては、斎場使用料256万4,000円、墓園永代使用料22万5,000円、行政財産使用料2万1,000円でございます。

次ページを御覧ください。

2項手数料、1目総務手数料、1節総務手数料678万1,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、戸籍手数料399万9,000円、住民票手数料136万3,000円、証明関係手数料91万4,000円でございます。2目衛生手数料、3節畜犬関係手数料43万円の内訳は、畜犬登録手数料15万円、予防注射接種手数料33万円でございます。

次ページを御覧ください。

続きまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度予算額8億3,592万9,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金1,911万9,000円でございます。国保財政の安定化を図ることを目的に、政令により義務化されている一般会計からの国保会計への財政負担に対する国庫負担金でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、本年度予算額1,602万6,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務費補助金のうち、社会保障・税番号システム整備費補助金313万1,000円、個人番号カード交付事務費補助金625万4,000円、マイナポイント事業費補助金22万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額23万5,000円で、その内容は、自衛官募集事務交付金1万9,000円、中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金21万6,000円でございます。

続きまして、2目民生費委託金、本年度予算額400万5,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費委託金の基礎年金事務費交付金378万9,000円、年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金13万9,000円でございます。

続きまして、15款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金、本年度予算額3億6,572万8,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節社会福祉費負担金のうち、国保基盤安定負担金6,400万8,000円で、これは政令により義務化されている一般会計から国保会計の保険税軽減相当額の繰入金に対する県負担金でございます。

次に、後期高齢者基盤安定負担金7,477万1,000円でございます。これは、後期高齢者医療制度加入者の保険税軽減分に対する県負担金でございます。

次ページを御覧ください。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度予算額4,782万9,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、1節総務管理費委託金の人口動態調査交付金1万2,000円でございます。

36ページ、37ページを御覧ください。

20款諸収入、5項雑入、1目雑入、本年度予算額1億3,598万8,000円のうち、市民サービス課に係るものとしたしましては、2節総務費雑入のうち、上から10項目め、尾鷲市自治会連合会コピー使用料1万円、13項目め、コピー使用料（市民サービス課）3万7,000円でございます。

次ページを御覧ください。

4節衛生費雑入のうち、折橋墓地移転事業に伴う補償金9,775万7,000円、巡回狂犬病予防接種料71万2,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。60ページ、61ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、6目交通安全対策費は、本年度予算額345万円、前年度予算額に対しまして5万3,000円の減少でございます。財源内訳の特定財源43万8,000円は、交通安全対策基金繰入金でございます。交通安全啓発事業43万8,000円のうち、主なものとしたしましては、尾鷲市交通安全対策協議会負担金22万円でございます。

続きまして、交通安全施設整備事業301万2,000円のうち、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。需用費の修繕料100万円がカーブミラー及びガードレールの管理に係る修繕料で、工事請負費199万6,000円が車道外測線引き直し等に係る工事請負費でございます。

続きまして、7目センター費は、本年度予算額4,074万6,000円、前年度予算額に対しまして14万1,000円の減少でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、一般事務経費33万6,000円でございます。主なも

のいたしましたしは、役務費 27万5,000円は、通信運搬費として電話ファクス代でございます。9目生活相談費は、本年度予算額 123万6,000円。前年度予算額に対しまして 557万4,000円の減少でございます。特定財源は、国県支出金 1万9,000円及びその他特定財源 1万円でございます。市民相談経費 85万8,000円のうち、主なものいたしましたしは、報償費 63万円が無料法律相談 2名の弁護士料で、次ページを御覧ください。負担金補助及び交付金 20万円は、尾鷲市自治会連合会補助金でございます。

続きまして、空家等対策事業でございます。事業費といたしましたしは 37万8,000円で、空家等対策審議会の運営費用が主なものとなっております。事業の内容につきましては、係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 主要施策の予算概要の 16 ページを御覧ください。

空家等対策事業につきましては、空き家等及び空き地が管理不全な状態になることの防止を図るために令和元年 9月に尾鷲市空家等及び空地の適正管理に関する条例が制定されております。空き家及び空き地の所有者及び管理者に自らの責任において周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように適切な管理に努める必要性を認識してもらうことにより、管理不全状態の空き家及び空き地の減少を図ってまいりたいと考えております。令和 3年度においては、空家等実態調査業務委託を行い、市内全域の空き家に関する情報収集を行うことができました。今後は、このデータの分析結果を含めた尾鷲市空家等対策計画の改訂版を作成し、具体的な特定空家等への対応を検討、実施してまいりたいと考えております。予算の主なものいたしましたしは、空家等対策審議会の開催経費が主なものとなっております。事業費は全体で 37万8,000円、全て一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、64 ページ、65 ページを御覧ください。

11目人権啓発推進費は、本年度予算額 47万円、前年度予算額に対しまして 5,000円の減少でございます。費用の主なものいたしましたしは、熊野人権擁護委員協議会負担金 25万5,000円等、負担金補助及び交付金でございます。

68 ページ、69 ページを御覧ください。

13目コミュニティーセンター費は、本年度予算額 2,123万7,000円、前年度予算額に対しまして 630万8,000円の減少でございます。特定財源といたしましたしは、コミュニティーセンター等の使用料が 30万9,000円、ふるさ

と応援基金繰入金が200万円でございます。コミュニティーセンター管理経費は1,187万1,000円で、主なものとしたしましては、コミュニティーセンター運営委員会の委員報酬が59万4,000円、需用費は、光熱水費が543万8,000円、修繕料が65万7,000円、役務費は、各地区コミュニティーセンターの浄化槽保守点検等手数料が154万9,000円、使用料及び賃借料は、複合機使用料が20万9,000円、三木浦漁村センター借上料が100万円。

次ページを御覧ください。

負担金補助及び交付金の三木浦・大曾根コミュニティーセンターの空調機使用負担金46万4,000円でございます。コミュニティーセンター活動経費217万3,000円の内容につきましては、主なものとしたしましては、報償費160万5,000円が講師謝礼でございます。

続きまして、集落支援員事業719万3,000円でございます。集落支援員の導入地区としたしましては、今年度と同様、九鬼、三木浦、三木里、梶賀の4地区を予定しております。今年度末に任期満了となる三木里地区につきましては、地区より新たな支援員の設置意向があったことから、地区内で候補者選定を行い、来年度早い時期に集落支援員の決定を行いたいと考えており、前任者退任の後、後任を検討しておりました梶賀地区におきましては、今後も後任を探したいとの要望がございますので、引き続き導入予定としております。費用の主なものとしたしましては報償費694万1,000円で、支援員への報償費でございます。

続きまして、14目諸費は、本年度予算額914万9,000円、前年度予算額に対しまして2万9,000円の増加でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、集会所関係経費41万4,000円は、各集会所の管理に係る経費でございます。主なものとしたしましては、役務費の浄化槽保守点検手数料31万9,000円でございます。

続きまして、防犯灯整備事業は734万5,000円で、主なものとしたしましては、次ページを御覧ください。

需用費の光熱水費563万3,000円が防犯灯の電気料金でございます。また、地区住民の方々が設置した街灯がこのたび老朽化のために撤去されることとなり、その地域に防犯灯の設置要望がありました。防犯灯設置要綱に照らし合わせ、該当箇所に防犯灯を設置するための費用として、消耗品と防犯灯取付手数料の計上を行っております。

詳細につきましては、担当係長より御説明申し上げます。

○山本市民サービス課係長 行政常任委員会資料の1ページを御覧ください。

商店街への防犯灯の新設について御説明申し上げます。

昨年10月頃、尾鷲市商店会連合会が来庁し、現在商店街関係者が設置している街灯が老朽化しているため、連合会で全て撤去する予定であることが伝えられました。現在、商店街には5基の防犯灯が設置されておりますが、商店街の街灯が撤去されてしまうと当該箇所が相当程度暗くなってしまふことが想定されます。加えて、夜間の人通りも一定数見込まれる場所であることから、防犯灯の整備の必要性が高いものと考えております。

そこで、防犯灯設置要綱に基づき、既設の電柱の位置、交差路の有無等を考慮し、設置の場所を検討した結果、本資料の灰色で囲われた中段四角の範囲内に新たに8基を設置していきたいと当課としては考えております。

なお、商店会連合会とは事前に協議を行い、当該箇所への設置や設置箇所数について合意を得られておりますことを申し添えます。

設置費用は、灯具購入費及び取付手数料で、合わせて23万7,600円となっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○宇利市民サービス課係長 予算書にお戻りいただき、76ページ、77ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は、本年度予算額5,994万1,000円、前年度予算額に対しまして647万1,000円の減少でございます。財源内訳といたしましては、国庫支出金962万6,000円、その他特定財源636万2,000円でございます。市民サービス課に係るものといましては、戸籍住民基本台帳経費1,426万9,000円で、主なものといましては、次ページを御覧ください。

戸籍システム機器の保守及び稼働維持をサポートするための戸籍システム保守業務委託料447万4,000円、戸籍システムの借上料442万2,000円でございます。また、マイナンバー関連のシステム改修といたしまして、戸籍総合システム改修業務委託料181万2,000円及び戸籍総合システム法改正対応業務委託料132万円を計上しております。

続きまして、個人番号カード交付事業244万4,000円は、個人番号カード発行等に係る経費で、主なものは、マイナンバーカード交付等に使用する機器の借上料、162万4,000円でございます。このうち、105万1,000円につき

ましては、須賀利、九鬼、北輪内、南輪内の各センターにおいてもマイナンバーカードの交付が行えるよう機器導入を図るものであり、また、22万8,000円につきましては、マイナポイント事業第2弾の実施に伴い、マイナポイント申請を自身で行うことが難しい方々への支援として、市役所窓口で行う申請支援体制の強化に向けた機器導入を図るものでございます。いずれも国庫補助対象の事業となっており、複数年での事業実施を考えていることから、本年度予算とともに債務負担行為を計上しております。

94ページ、95ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、5目国民年金費は、本年度予算額586万5,000円、前年度予算額に対しまして2万9,000円の増加でございます。特定財源といたしましては、国県支出金317万3,000円でございます。市民サービス課に係るものといたしましては、国民年金事務の経費である国民年金一般事務費47万3,000円で、主なものは総合住民情報システム改修業務委託料27万5,000円でございます。これは、令和4年4月1日より年金手帳が廃止され、基礎年金番号通知書が交付されることに伴う関係届出書の様式変更に係る費用でございます。

98ページ、99ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費は、本年度予算額4億4,338万7,000円、前年度予算額に対しまして168万7,000円の減少でございます。特定財源といたしましては、国県支出金7,477万1,000円でございます。市民サービス課に係るものといたしましては、後期高齢者医療事業負担金291万7,000円で、全額三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金でございます。

128ページ、129ページを御覧ください。

4款衛生費、3項環境衛生費、3目環境衛生費は、本年度予算額104万7,000円、前年度予算額に対しまして14万2,000円の減少でございます。その他特定財源86万9,000円は、畜犬登録手数料及び巡回狂犬病予防接種料でございます。狂犬病予防事業は86万9,000円で、主なものといたしましては、畜犬登録等業務委託料74万5,000円でございます。畜犬登録に係る業務50件、予防注射に係る業務350件、巡回予防注射に係る業務250件を見込んでおります。環境保全対策事業費は17万8,000円で、主なものといたしましては、猫避妊等手術補助金16万8,000円で、飼い猫に対する補助金でございます。内訳は、雄19匹、雌37匹となっております。

続きまして、4目斎場管理費は、本年度予算3,317万1,000円、前年度予算額に対しまして757万7,000円の増加でございます。特定財源は、地方債が斎場整備事業債で1,570万円、その他509万4,000円が斎場使用料256万4,000円及びふるさと応援基金繰入金253万円でございます。斎場一般管理費は1,457万円で、主なものといたしましては、斎場指定管理料1,456万1,000円でございます。これは、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理委託料の令和4年度分経費でございます。斎場維持補修費は1,860万1,000円で、主なものといたしましては、工事請負費1,826万円でございます。令和4年度の工事は、炉のオーバーホール及び施設改修を予定しており、火葬炉のオーバーホールは1,573万円で、1号炉の耐火レンガの積替えが主なものとなっております。施設改修といたしましては、女性用兼多目的トイレの設置工事253万円を予定しております。

行政常任委員会資料の2ページを御覧ください。

トイレ改修につきましては、左側ですね、既存図面の赤い線で囲まれている給湯室を女性用兼多目的トイレに改修するもので、給湯機能等につきましては面積的に縮小されますが、右側の改修図面の青い線で囲まれた部分に機能移転を行うものがございます。工期としては30日間で、現状のトイレ機能を極力損なうことなく施工したいと考えております。

予算書にお戻りいただき、128ページ、129ページを御覧ください。

5目墓地管理費は、本年度予算額1億425万1,000円、前年度予算額に対しまして6,568万2,000円の増加でございます。その他特定財源9,775万7,000円は、折橋墓地移転事業に伴う補償金でございます。墓地管理費は100万4,000円で、主なものといたしましては、墓地草刈り手数料30万9,000円、光ヶ丘墓地清掃委託料51万1,000円でございます。

続きまして、墓地移転事業1億324万7,000円で、次ページを御覧ください。

令和4年度事業といたしましては、墓地用地の取得、立木補償を行い、墓地造成工事に着手すると同時に国指定天然記念物ヤマネに関する自然環境調査業務を実施してまいります。

なお、2月16日の行政常任会で御指摘いただきました墓地開発面積に係る緑化率につきましては、各種法令に係る制度などを再度見直しましたが、当該新墓地の開発は都市計画法に規定される開発行為は該当せず、また、都市緑地法においても、

本市は緑化地域を定めていないことなどから、各法令に規定されている緑化率の基準を満たす必要がないことを確認させていただきました。貴重な御指摘を受け、今後も各方面から各法令制度等を検討し、一般財源の持ち出しを極力少なくできるよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、スケジュール等につきまして、資料にて御説明申し上げます。

行政常任委員会資料の3ページを御覧ください。

この資料につきましては、折橋墓地移転関連予算の計上におきまして、墓地移転等に係る造成工事等の各項目のスケジュール及び事業費を掲載しております。

まず、①の新墓地用地取得及び②の新墓地立木補償に関しましては、新年度速やかに地権者と具体の用地交渉を進め、契約を締結したいと考えております。予算額といたしましては、3年度に実施いたしました不動産鑑定及び立竹木調査の結果に基づき、用地買収費920万8,000円、立木補償費235万7,000円を計上しております。

続きまして、③の新墓地造成工事につきましては、令和4年度から5年度までを工期とし、前金払いとして支出可能な範囲である全体工事費の10分の4である8,148万円を令和4年度予算額に計上し、全体工事費から令和4年度予算額を差し引いた令和5年度支出予定額1億2,223万6,000円を債務負担行為限度額として計上しております。

次に、④の自然環境調査業務委託につきましては、先月16日に行政常任委員会におきまして御報告させていただきましたが、墓地造成地周辺に国の天然記念物であるヤマネの生息が確認されたことを受け、工事期間中におきましても引き続き調査を実施するもので、令和4年度の予算額といたしましては、925万6,000円を計上しております。

⑤のトイレ等設計建築工事につきましては、今年度予算には計上しておりません。墓地関係事務に関する事務負担及び県の保証金等の平準化を図ることを目的に、本体工事とは別に令和5年度以降に実施する予定でございます。

続きまして、⑥の新墓地以外への移転に関しましては、永代供養や新墓地以外の移転される方につきまして、既に先月から県と墓石管理者の皆様との補償契約を順次行っており、令和5年度までに新墓地以外に移転される約150名の方の移転を完了する予定でございます。

一方、⑦の新墓地への移転につきましては、造成工事完了後の令和6年度に移転を開始する予定でございます。

また、⑧新墓地の区画抽せん会につきましては、詳細な内容は、今後、⑨の折橋墓地移転推進委員会等で協議し決定していくこととなりますが、令和5年度に区画抽せんを実施し、新墓地へ移転される方々の区画を決定していく予定でございます。

スケジュールについては以上でございますが、工事の概要につきまして、建設課より御説明申し上げます。

○内山建設課長 建設課です。よろしく申し上げます。

それでは通知します。資料の4ページをお願いします。

これは、新墓地造成事業の土地利用平面図でございます。墓地全体の造成面積が6,760平米、墓地の区画数が577区画となっております。

資料の5ページをお願いします。

これは、造成の縦断面図となっております。黄色く着色された部分が造成における切土となる箇所でございます。おおよそ2万立米を見込んでおります。

資料の6ページをお願いします。

これは造成の横断面図でございます。この縦断面図と同様に黄色く着色された部分が造成における切土の部分となっております。

資料の7ページをお願いします。

この図面は擁壁とブロック積工の平面図となっております。上のほう、斜線でくくった部分がブロック積工で、下のほうに重力式擁壁工の記載がございます。

それでは、新墓地造成事業工事の全体の内容について説明させていただきます。

まず、真ん中にある道路は延長が108メートルで幅員6メートルでございます。舗装構成としましては、表層工が4センチ、路盤工が9センチを計画しております。それと、墓地の中を通る通路なんですけれども、面積が全体で2,166平米で、幅員を1.2メートル以上と計画しております。構成としましては、砂利を3センチ、路盤工6センチを考えております。

次に擁壁工ですけれども、ブロック積工の延長が198メートルで、最大の高さが5.7メートルと考えております。下のほうの重力式の擁壁工につきましては、延長が43.4メートルで、最大高さが2.7メートルほどを計画しております。

続きまして、排水溝ですけれども、ここではU型側溝が334メートルと自由勾配側溝が22メートル、横断側溝が20メートル、それと、通路の下に設置します暗渠排水溝が908メートルを計画しております。

続きまして、給水施設について説明させていただきます。

これは、河川井戸方式というふうなことで採用させていただきます、市の管理

で行っているのは、普通河川の湯小屋谷川に水中ポンプを埋設して、受水槽一体給水施設に貯水をしてトイレや水くみ場に送水するような形を取っております。

また、公衆トイレにつきましても多目的トイレというふうに計画しております、これは令和5年度に設計を行い、令和6年度で建築する計画でございます。

また、水くみ場は5か所の計画をしております。

あと、無縁塚・納骨堂が88平米、六地藏が12.1平米、供養台・連座が3平米などを計画しております。

以上が新墓地造成工事の内容でございます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、10ページを御覧ください。

債務負担行為でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、上から4項目めの住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料（追加分）が期間を令和5年度から令和6年度、限度額を280万2,000円とするもの。5項目めがマイナポータル用端末機借上料が期間を令和5年度、限度額を34万2,000円として計上するもの。7項目めの折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事が期間を令和5年度、限度額を1億2,223万6,000円とするもので、歳出予算で述べたとおり、複数年で事業を行うため、債務負担行為を計上するものでございます。

議案第12号についての説明は以上でございます。

○南委員長 ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時32分）

○南委員長 休憩前に引き続き委員会を続行いたします。

当初予算の市民課所管の審査に入りたいと思います。

御質問のある方。

○小川委員 1点だけお聞かせください。すぐ終わります。

73ページ、ここだけにしておきますので、いっぱい聞きたいことがあったけど。

防犯灯の移設の手数料というのがなくなっているんですけど、これはどうなのか。

取付手数料の中に入っておるのか、一緒になって。どうなんでしょうか。

○宇利市民サービス課長 これの部分、会計課と支出科目の調整を図りまして、今回修繕料として上げさせていただいておりますので、修繕料の中に移設の手数料というか、移設の費用も含まれているものと御理解いただきたいと思います。

○小川委員 この百四十何万の中に入っておるということで、去年と変わらず大

体二十何万やったかな、それぐらいが入っているということですか。

○宇利市民サービス課長 修繕等を込み込みにしたものですから、特に何基ということを見ると、前年と同額というような程度を考えております。その中で修繕のほうが浮いてきた場合、移設の可能性が高い場合は移設のほうで実施をして、逆に修繕のほうが必要で移設の数が少なかった場合は修繕のほうを実施したいなというふうに考えています。

○小川委員 以前から新設の希望者は結構おると思うんですけど、40メートルとか決まりがあるみたいで、やっぱりその方針でずっと行かれるのかどうか。

○宇利市民サービス課長 40メートルルールに関して言いますと、もしそれを解除することになるとすると、例えばの話、40メートルを30メートルにしようとする、両端にある物を移動していかないと30メートルが達成できませんので、その移設費用が結構かかるかなと。逆に言うと、それを簡単にしようとする、20メートルルールにすると、単純に言うと倍近い金額がかかると。その場合は設置費用というよりも、光熱水費が大体500万程度ございます。なので、倍つけるとその倍の1,000万、光熱費がかかってしまうということで、その部分について、現状、私どもとしては当面40メートルルールで行かせていただきたいなというふうには考えております。

○小川委員 そこで提案なんですけど、ソーラーのやつがあるじゃないですか、感知式の、人が通ったぱっとつくソーラーの。あれって結構明るいですよね。7,000円か8,000円で一つつけられると思うんですけど、そういうのに補助するという考えはないですか。

○宇利市民サービス課長 ソーラーの補助については、現状、防災のほうの自主防の補助金で対応ができるということもありまして、一時期市民サービス課のほうでも補助を検討はしたんですけども、同じ形のものが自主防で使えるということで、今それは検討はしておりませんが、今後ほかの部分で必要になった場合は、補助のほうの検討も入らなければいけないかなというふうには考えております。

○小川委員 防災のほうで7万やったですかね、あれのほうでそればかり使ってしまうとほかの備蓄品とかが買えなくなってしまうというおそれもあるんじゃないですか。それなら分けたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○宇利市民サービス課長 その部分については、防災危機管理課と打合せの中で、現状においては大丈夫だろうということで、まだこちらのほうは予算化となっておりますが、今後については、先ほど申し上げたとおり、必要ということであれば

検討はしていかないといけないかなというふうに思っております。

○村田委員　今の小川さんの質問に関連してですけれども、この防犯灯については、もうずっと前からいろんな要望が出て、なかなかそれに対応できないですね。しかし、予算については、いつもそんなにたくさんつけていないということで、財政が厳しいからということなんでしょうけれども、尾鷲市全体の今現在を見て、防犯灯が本当に充足率も示していただきたいと思っておりますけれども、本当に尾鷲市にとって満足できておるのか、そういう認識は市当局は持っていないんですか。

○宇利市民サービス課長　防犯灯の施策という部分につきましては、ほかの自治体の事例もちょっと私どもも当たらせていただいているんですけれども、やはり防犯灯の実例に関して言いますと、各自治会等、地区の方がつけられているケース、補助を出して地区の方がつけられているケースが多うございます。その中で、尾鷲市としてはそれではなくて、40メートルの広い間隔であったとしても市のほうでつけさせていただいているという部分で、今後についてはいろいろ検討を重ねていく必要があるかと思うんですけれども、現状におきましては、どこと比較するということではないんですけれども、民間のほうで見ていただいている防犯灯を市のほうで、40メートルという広い間隔だと言われるとそれまでなんですけれども、そういう形の中で処理をさせていただいているというふうに御理解いただきたいと考えております。

○村田委員　先ほど、小川さんの質問で40メートル間隔ということのを、これを変えろということだったら大変なことだというようなお話がありましたけれども、実際40メートル間隔で街灯がついていて、暗くありませんか。先般も一住民の方がいろいろ相談にみえてお話をしておったんですけれども、今の40メートルが引っかけかかって、これも大丈夫でしょうと。しかし、実際は、町なかの40メートルと違って、ちょっと外れたところなんかだったら40メートルは随分暗いんですよ。それが防犯灯として本当に機能しているのかどうかということをやっぱり当局として考えているのかなと。これだけやっぱり田舎ですから、特に周辺部なんかはそうなんですけれども、尾鷲でもちょっと山に近いところだったら随分暗いですよ。ですから、その間隔で、今までの間隔でこの防犯灯の設置あるいは修繕ということで取り組んでいったら、いつまでたっても今のよう状況が続くと思うんですね。個人でやるにしても、まずは市役所に言うと、自治会の会長さんに連絡して自治会で一応要望してくださいと。しかし、その人によっては、自治会にまだ入っていない方もいらっしゃる、自治会といってもいろんなやり方がありますので、一概に

市役所の言うような形には進んでいきません。ですから、私に相談にみえた人なんかは、もう個人でやりますよということでやっているんですが、そういうことをやっぱり住民サービスということを考えれば、どうなんでしょう、市長。

○加藤市長　住民サービスというのは、基本的にはきちんとやっていきたい。サービスを高めれば高めるほど財政との絡みでいろいろとやっぱり。その辺の調整というのはどうしていくのか。委員おっしゃるように、私も、夜、尾鷲の町なかをずっと歩いている。さっきおっしゃったようにセンター管内なんかというのはもうほとんど真っ暗なんです。そういうあれが本当に少しでも明るくならないかなという思いはあるわけです。先ほど、市民サービス課長が申し上げておりますように、やはりそれを建てるだけで、要するに新しく取り付けるということと、それから、それに対する維持費です。それをあれしますと結構な金額になっていることは事実なんです。それをどこまでできるのかというような話になろうかと思うんですけどもね。だから、その辺のサービスをもっともっと、住民サービスをよくすることと、よくすればよくするほどやっぱり財政との絡みもあって、その辺のところは調整しながら考えていかなきゃならないと思う。ただ、私も直接いろんな方から聞いて、もっともっと明るくしてくれやという、そういう思いも私自身持っています。だけれども、その辺のところも結構な費用もかかっていることも含めて、これは今後の課題としてお預かりしたいなとは思っているんです。ただ、市民の皆さんが、そういう思いの人が結構いらっしゃるような感じもしますので。ただ、40メートルルールというのを、ルールをもうあれするということは、基本的にはあまりしたくないんです。それを20メートル間隔にしたり30メートルと変えたらまた大きな、さっき市民サービス課長が言っていますように。その辺をどういうふうな形で調整していくのかということについては、大きな私自身の課題であろうと思っておりますので、少し預からせていただきたいなとは思っているんですけどもね。

○村田委員　それはおっしゃるとおりです。市の事情も分かりますから市長のおっしゃることはよく分かる。40メートル間隔というのは、これは検討材料、検討事項として今後検討していただくにしても、いわゆる尾鷲市内の中で、これだけの街灯で足りているのかどうか、充足率がどこまで行っているのかということなんです。これも大きな問題だと思いますので、1点は検討していただいて、そしてもう一点、欲を言うのであれば、予算をどんどんどんどんつけることはありませんけれども、少しでも、一基でも多くなるような、そういう試みもしていただきたい。

そのためにはいろいろなやり方、工夫というものがあると思うんですね。これは住民の方に聞いていろいろ対策を講じていくというようなこともやっぱり考えていただきたいと思うんですね。じゃないと、これはやっぱり大きな問題です。僕、議員をしても、10年、20年前から街灯ばかりずっとよく言われているんですけども、一番全然解決をされないのが、これも大きな一つの問題点なんですよ。ですから、その辺のところはやっぱり市長及び当局として十二分にお考えをいただきたいということだけ申し上げておきたいと思います。

○南委員長 他にございませんか。

○中里委員 すみません、私も防犯灯に関連してなんですけれども、お伝えいただいていたら申し訳なかったんですけども、今回、町なかの街灯場所なんですけれども、ここを優先された理由を教えてくださいなと思います。

○宇利市民サービス課長 すみません、優先をしたわけではなくて、私ども、40メートル間隔のルールの中でつけられるものについてはつけていくという形で、つけていないという部分については、40メートルルールの中でつけられなかったところということで御理解をいただきたいんです。ですので、ここは今度外されますと、40メートルルールの中で必要になってくる場所がありますのでつけますという話だけで、ほかに40メートル間隔でつけないといけないところをほっておいてこちらをつけているということではなくて、間隔を見ていただいたら分かる通り、そこの部分が今現在ある町の方が独自でつけておられるものが撤去された場合は40メートルの間隔で防犯灯がないものですから、そういう形が今から分かっているものですから、そこに付ける予算を計上させていただいているという感じなんですけど。

○中里委員 分かりました。私も村田委員同様、すごく街灯はいろんな場所で行われているので。分かりました。

○仲委員 ちょっと資料1の確認をさせてください。

ずっと見ると、灯具が一基1万円、取付手数料が1万7,000円で、全体で23万7,600円。8基にしては物すごい安いなとずっと考えておったんやけど。市民サービス課以外の防犯灯、一番下に書かれておるんですね、資料1のところですね。ということは、予算的に消耗品の中で灯具を8基買って、取付手数料が8基あるもので、その取付手数料を行政に頼むという意味で取っていいんですね、これ。

(「すみません、もう一度お願いできますか」と呼ぶ者あり)

○仲委員 資料1の駅前商店街防犯灯新設費用で23万7,600円とありますね。

予算化については、73ページに防犯灯取付手数料、15万ありますね。多分灯具のほうは前ページの消耗品、需用費か。灯具はどこに予算が上がっているのか分かるんだけど、これは工事を意識して発注するんじゃないに、灯具を市が買って取付けをお願いするということですね。ずっと考えると、安いということは、今までの既存のポールにつけたり、いろいろ方法はあるんやけど、最終的に管理を駅前商店街をお願いするということによろしいですか。

○宇利市民サービス課長 管理はあくまで尾鷲市ということになっております。それから、取付けについては、現場を確認させていただいて、電柱等ポールを立てる必要のないところばかりとなりましたので、ポールを建てる工事とかというものは発生しないという予定をしております。ですので、現状、移設手数料が発生しているように、移設と同じように手数料ということで予算化をさせていただいております。

○仲委員 移設して8基つけますと、電気代はどこが払うんですか。

○宇利市民サービス課長 全体の中でのこの電気代というのが、これだけを積算というのはちょっとできかねるところがありまして、全体の光熱水費ということで、尾鷲市の光熱費として予算計上しております。

○仲委員 尾鷲市が払うということやね。分かりました。

○南委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 それでは、ないようですので、当初予算の審査を終了いたします。

引き続きまして、議案第13号と14号なんですけど、1本ずつ行きたいと思っておりますので、まず、議案第13号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業の特別会計の予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、議案第13号、令和4年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

当初予算書の227ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,208万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書236ページ、237ページを御覧ください。

歳入でございます。1款国民健康保険税につきましては、税務課より御説明申し

上げます。

○仲税務課長　それでは、令和4年度の国民健康保険税について説明させていただきます。

236、237ページの最下段の計の欄を御覧ください。

1款1項国民健康保険税、本年度予算額3億2,142万7,000円。前年度予算額と比較して4,013万4,000円、約11.1%の減少見込みであります。

税務課委員会資料7ページを御覧ください。通知します。

国保税の当初予算作成に当たりましては、令和3年度の国保税の調定状況を基本に経年変化による見込み、具体的には加入世帯数の減少等を加味して調定見込額を把握し、見込み収納率を乗じて積算しております。

資料の表、一番右の昨年度との比較欄を御覧ください。

1目一般国民健康保険税、1節から3節までの現年課税分につきましては、医療給付費分、後期高齢者給付費分、介護納付金分ともに減少しております。主な要因といたしましては、課税対象者数、対象人員の減少によるもので、医療給付費分、後期高齢者支援金分の課税世帯数で210世帯、7.24%の減。人員で349名、8.31%、昨年度より減少しているため、収納率などを考慮した結果、全体で約11.08%の減少ということになりました。

下段4節以降の滞納繰越分につきましては、令和4年度の収納見込みから、各給付分において全て増加しております。ただし、これはあくまで昨年度当初予算との比較でありまして、決して繰越額が大幅に増加しているという状況ではありませんので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

2目退職者国民健康保険税につきましては、退職者国保制度については既に制度廃止されており、遡及して追徴課税となる案件が発生する可能性がなくなったことから、令和4年度当初予算より現年課税分を計上しておりません。

また、滞納繰越し分につきましては、令和4年度の徴収見込みから、1節から3節全てにおいて減収としております。

国民健康保険税の説明については以上であります。

説明を市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長　予算書にお戻りいただき、236ページ、237ページを御覧ください。

2款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金は、本年度予算額15億2,560万2,000円で、前年度予算額に対しまして1億3,611万円の減少

でございます。内訳といたしましては、普通交付金が14億7,976万7,000円、特別交付金が4,583万5,000円で、前年度に比べ減少した理由は、主に保険給付費の減少見込みに伴う普通交付金の減少でございます。3款財産収入、1項財産運用収入、1目基金運用収入は、本年度予算額1,000円で前年度と同額でございます。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額2億3万9,000円で、前年度予算額に対しまして886万円の減少でございます。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金1億1,016万円が低所得者の保険税軽減分などに対する一般会計からの繰入金で、国、県、市で負担されております。未就学児均等割保険税繰入金は67万9,000円で、令和4年4月1日からの未就学児の国民健康保険税の均等割を2分の1とする税制改正に伴う未就学児の保険税軽減分など、新しい軽減制度に対する一般会計からの繰入金で、負担割合は、国2分の1、県、市ともに4分の1でございます。

次ページを御覧ください。

職員給与費等繰入金5,159万円が人件費や事務経費に対する繰入金、出産育児一時金等繰入金280万円が出産育児一時金に対する一般会計からの3分の2の繰入金でございます。国保財政安定化支援事業繰入金3,481万円は、被保険者の応能割、保険税負担能力が特に不足していることなど、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因に着目して、限定的に認められている一般会計からの繰入金で交付税による財政措置が講じられるものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、本年度予算額900万7,000円で、前年度予算額に対しまして900万6,000円の増加でございます。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

- 仲税務課長 6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、1節一般被保険者延滞金275万4,000円並びに2節退職被保険者延滞金3,000円は、それぞれ国民健康保険税の延滞金であります。

市民サービス課に戻ります。

- 宇利市民サービス課長 続きまして、2項雑入、1目一般分第三者納付金は、本年度予算額320万円で、前年度予算額に対しまして20万円の減少、2目退職分第三者納付金は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。第三者納付金は、被保険者が交通事故など第三者の行為により負傷した場合の保険給付

に対する返納金でございます。3目一般分返納金は本年度予算額5万円、4目退職分返納金は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。3目、4目の返納金は、いずれも被保険者の医療費返納金でございます。5目雑入は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額4,750万5,000円で、前年度予算額に対しまして79万7,000円の減少でございます。国保職員人件費3,792万8,000円につきましては、市民サービス課2名、税務課4名の合計6名分の人件費でございます。市民サービス課に係るものとしたしましては、国保一般管理費957万7,000円は、国民健康保険事業の資格給付等の事務的経費で、主なものとしたしましては、被保険者証郵送代、資格の有無の確認事務手数料など、役務費が490万2,000円。総合住民情報システム等、庁内システムの国保分利用負担金353万2,000円でございます。

続きまして、2目連合会負担金は、本年度予算額98万7,000円で、前年度予算額に対しまして1万3,000円の増加でございます。主なものとしたしましては、連合会保健事業負担金38万7,000円、連合会一般負担金43万円でございます。

次ページを御覧ください。

2項徴税费につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書242、243ページ中段の表を御覧ください。

1款総務費、2項徴税费、1目賦課徴収費、予算額635万3,000円、昨年度予算額と比較して36万円の増であります。

まず、次ページ、説明欄を御覧ください。

最上段、国保賦課費の合計は470万7,000円で、これは、国民健康保険税の賦課に係る事務経費であります。内訳を申し上げます。需用費2万6,000円は、事務用消耗品費です。役務費31万2,000円につきましては、納税通知等に係る通信運搬費です。委託料353万1,000円は、未就学児に係る国民健康保険税の均等割額減額制度開始に伴う総合住民情報システム改修業務委託料です。

なお、この費用に対する財源措置としましては、国の特別調整交付金として同額の353万1,000円が充当される見込みであります。

使用料及び賃借料1万6,000円は複合機使用料、最後の負担金補助及び交付

金 8 2 万 2, 0 0 0 円は、納付書共同印刷に係る一般会計に対する応分の負担金です。

次に、その下の国保徴収費です。合計額が 1 6 4 万 6, 0 0 0 円、こちらは、国民健康保険税の徴収に係る事務経費であります。内訳を申し上げます。旅費 3 万 8, 0 0 0 円は昨年度と同額で、市外徴収に係る普通旅費であります。需用費 4 8 万 8, 0 0 0 円の主なものといたしましては、納付書等の印刷製本費 3 6 万 9, 0 0 0 円であります。

次に、役務費が 7 0 万円で、主なものといたしましては、督促状などの郵送料であります。負担金補助及び交付金 4 2 万円の、三重地方税管理回収機構に対する負担金であります。

徴収費の説明は以上です。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長 続きまして、3 項運営協議会費、1 目運営協議会費は、本年度予算額 3 1 万 8, 0 0 0 円で、前年度と同額でございます。主なものといたしましては、国庫運営協議会委員報酬 3 0 万 4, 0 0 0 円で、委員の協議会及び研修会参加に係る報酬で、協議会開催は 3 回を予定しております。

次ページを御覧ください。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般分療養給付費等は、本年度予算額 1 2 億 7, 1 4 5 万 1, 0 0 0 円で、前年度予算額に対しまして 1 億 1 5 4 万 7, 0 0 0 円の減少でございます。2 目一般分療養費は本年度予算額 1, 0 3 8 万 1, 0 0 0 円で、前年度予算額に対しまして 1 9 5 万 3, 0 0 0 円の減少でございます。3 目審査支払手数料は、本年度予算額 3 9 1 万 1, 0 0 0 円で、前年度予算額に対しまして 2 5 万 6, 0 0 0 円の減少でございます。主なものは国保連合会に対する手数料で、レセプトの内容点検に対する診療報酬審査支払手数料 3 8 6 万 2, 0 0 0 円でございます。退職分療養給付費と退職分療養費は、いずれも制度廃止に伴い本年度予算計上はございません。2 款保険給付費、1 項療養諸費の特定財源は全て普通交付金でございます。また、歳出見込みにつきましては、県より示されている普通交付金見込算出資料などを基に積算しており、被保険者数の減少などにより減少するものと見込まれております。2 項高額療養費、1 目一般分高額療養費は、本年度予算額 2 億 1 0 8 万 4, 0 0 0 円で、前年度予算額に対しまして 1, 5 3 1 万円の減少でございます。2 目一般分高額介護合算療養費は、本年度予算額 1 0 万円で、前年度と同額でございます。2 項高額療養費の特定財源は全て普通交付金でございます。

また、歳出見込みにつきましては、療養諸費と同様、県より示されている普通交付金見込算出資料などを基に積算しております。下段の退職分高額療養費は、制度廃止に伴い予算計上はございません。

続きまして、3項移送費、1目一般分移送費は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。3項移送費の特定財源は普通交付金でございます。

次ページを御覧ください。

続きまして、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、本年度予算額420万円で、前年度予算額に対しまして、210万円の増加でございます。出産育児一時金として1件42万円、対象者10名分として算出しております。2目審査支払手数料は本年度予算額3,000円で、前年度予算額に対しまして1,000円の増加でございます。対象件数10件分を見込んでおります。5項葬祭諸費、1目葬祭費は本年度予算額200万円で、前年度と同額でございます。葬祭費として1件5万円、対象者40名分を見込んでおります。6項傷病手当金、1目傷病手当金は、本年度予算額10万円で、前年度予算額に対しまして18万9,000円の減少でございます。新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金につきましては、適用期間が令和2年1月1日から令和4年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のため労務に服することができない期間となっておりますが、厚生労働省より、財政支援の対象期間の再度の延長が示されたことに伴い、適用期間の終期につきましては、現在の令和4年3月31日から同年6月30日まで延長するため、尾鷲市国民健康保険規則の改正を行い、予算計上しております。また、三重県後期高齢者医療広域連合においては、3月8日に同様の規則改正が行われましたことを御報告申し上げます。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分は、本年度予算額3億2,552万9,000円で、前年度予算額に対しまして3,134万8,000円の減少でございます。一般被保険者の医療給付費分に係る給付金でございます。2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、本年度予算額1億1,649万1,000円で、前年度予算額と同額でございます。一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金でございます。

次ページを御覧ください。

3項介護納付金分、1目介護納付金分は、本年度予算額3,901万2,000円で、前年度予算額と同額でございます。一般被保険者の介護納付金でございます。納付金全体額につきましては、前年度予算額に対しまして3,134万8,000円

の減少となっております。これは、主に県全体の納付金額の減少によるものでございます。令和4年度診療報酬改正や医療費推計減に伴う公費の減少などが加味されたことから、医療給付費が減少しております。また、各市町が県に納める県全体の納付金に対する本市の納付金の占める割合は約1.11%となっております。

続きまして、4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。年金受給者一覧表作成に係る退職医療共同事業事務費拠出金でございます。

続きまして、5款保健事業費、1項保健事業費、1目疾病予防費は、本年度予算額663万1,000円で、前年度予算額に対しまして6万9,000円の減少でございます。疾病予防費663万1,000円の主なものといたしましては、委託料543万7,000円で、内訳は、脳ドックに係る住民検診等委託料118万円、レセプト点検業務委託料251万7,000円、結核精神疾病医療費に対する特別調整交付金の申請支援業務委託料165万円でございます。

次ページを御覧ください。

続きまして、2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費は、本年度予算額2,381万3,000円で、前年度予算額に対しまして41万6,000円の増加でございます。特定健康診査等事業費2,381万3,000円の主なものといたしましては、委託料2,290万円で、内訳は、健診委託料1,892万3,000円、特定健診受診率向上対策委託料397万7,000円でございます。健診委託料につきましては、特定検診の受診率を45%と見込み、1,579人分の受診率向上を計上しております。個別通知及び個別訪問による受診勧奨、受診開始直後の7月福祉保健センターでの集団検診の実施を継続して行い、受診率向上を目指してまいります。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金は、本年度予算額1,000円で、前年度予算額に対しまして2,817万7,000円の減少です。国保財政調整基金として積み立てるものでございます。

委員会資料の8ページを御覧ください。

当初予算後の令和4年度末の国保財政調整基金残高は、取崩し額が900万7,000円、積立額が1,000円となり、差引き900万6,000円の減少と見込んでおります。歳入においては、国保加入者数の減少等に伴う国保税収の減少、歳出においては、県に納める国民健康保険事業費納付金の減少を見込んでおりますが、財政調整基金を取り崩す予算編成となっております。

予算書にお戻りいただき、250ページ、251ページを御覧ください。

7款公債費、1項公債費、1目利子は本年度予算額13万2,000円で、前年度予算額と同額でございます。一時借入金が発生した場合の償還利子でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、2目退職分保険税還付金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長　それでは、250、251ページ、最下段の表を御覧ください。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般分保険税還付金、22節償還金利子及び割引料180万円と、同じく2目退職分保険税還付金6万円は、いずれも国民健康保険税の過誤納付還付金であります。

市民サービス課と交代いたします。

○宇利市民サービス課長　続きまして、3目保険給付費等交付金償還金は本年度予算額21万2,000円で、令和2年度新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税減免額確定に伴う交付金償還金で、令和3年度から令和4年度に計上し直すものでございます。

次ページを御覧ください。

続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

議案第13号についての説明は以上でございます。

○南委員長　ありがとうございます。

国保の当初予算の説明は以上でございます。

御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

○小川委員　まず、249ページと、それから245ページの役務費のところ、上の段ですね。診療報酬審査支払手数料、これもレセプトのことかなと思うんですけども、249ページもレセプト委託料があるんですけど、これはどう違うのかなと思ひまして、まず。

○宇利市民サービス課長　レセプト点検の件なんですけれども、レセプト点検につきましては、まず、国保連合会のほうで1次点検を行っていただいております。その部分の点検手数料、全保険者が国保連合会に対して支払っている審査支払手数料ということになるかと思ひます。それから、二つ目のレセプト点検については、一度国保連合会がレセプトを点検した後に各自治体に保険者に対してレセプトを送付してきます。その中で各保険者が2次点検を行うことになるんですけども、それを外部に委託する形の中で点検を行わせていただいているというのが二つ目の

委託になっております。

- 小川委員 財政調整基金のほうも少なくなってきました。レセプトが来たときに、重複診療であるとか重複薬剤とか、ここで判断できるんじゃないかと、そういう指導をすれば保険料も減るんじゃないかと思うんですけど、その点はいかがなんでしょうか。
- 宇利市民サービス課長 重複受診、頻回受診というものについて、以前より実際見せていただいているところではございます。そこの部分で福祉保健課さんにもお願いをして指導等を行っております。しかしながら、実際、頻回であったり重複というのは、数としてはそんなに多くなくて、収入としては、目立った結果としては上がっていないのが実情でございます。
- 小川委員 そうしたら違うところで。保険者努力支援制度というのがございますよね。結構、重症化予防であるとか、がん検診であるとか、そういうのをやった場合、国から補助金がつくと思うんですけど、それはこの予算書の中のどの部分に入っているのかなと思ったものですから、どこに入っているんですか。
- 宇利市民サービス課長 歳入のほうの特別交付金という部分に入っているかと思えます。
- 小川委員 分かりました。
- 南委員長 他にございませんか。
- 小川委員 すみません、247ページ。私が言うのもなんですけど、この顔で言うのもなんですけど、出産育児一時金42万円、10名、これは市長にお願いしたいんですけど、42万円ではなかなか足りないというような、これは国からの補助金ですよ。足りないという話を聞きまして、今後、42万円をちょっと足して50万ぐらい、市から8万ぐらい補助するとかそういうのは、子育て世帯に力を入れるためにそういうような、市長にお願いですけど、考えられないですか。
- 宇利市民サービス課長 大変申し訳ないんですけど、現在の国保会計のことだけに限って説明をさせていただきますと、この出産育児一時金は4分の3が外からの負担で、4分の1が保険者の負担ということになっております。つまり、被保険者の負担ということになっておりまして、税金として取る部分になってくるんですね、その4分の1の部分については。国保会計というのが、決められたお金以外を一般会計からもらうと、これは物にもよるんですけども、赤字補填とみなされて、赤字補填が必要ならば税金を上げなさいという指導が県から来る可能性があります。なので、国保会計の部分でそのお話をされますと、ちょっとなかなか話がしにくい

部分がございまして、被保険者の方がそのまま負担をするという形になってくる可能性がございまして、私どもとしても、もちろん事業で実施できるのであれば実施していくとかという形で、検討はさせていただいていると考えておりますが、すぐに御返事できる形のものにはなっていないと思います。

○南委員長 よろしいですか。他にございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、議案第13号の審査を終了いたしまして、本日最後です。議案第14号、令和4年度の尾鷲市後期高齢者の当初予算の説明をお願いいたします。

○宇利市民サービス課長 続きます、議案第14号、令和4年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決についてのうち、市民サービス課に係るものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の259ページを御覧ください。

今回の当初予算につきましては、第1条第1項にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,705万7,000円と定めております。

続きます、歳入歳出予算の内容について御説明申し上げます。

予算書の266ページ、267ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書266、267ページの最上段の表、1款後期高齢者医療保険料の計の欄を御覧ください。

本年度予算額2億2,555万6,000円。前年度予算額と比較して402万2,000円の増額であります。

税務課委員会資料の10ページを御覧ください。通知します。

これは、後期高齢者医療保険料の科目ごとの前年度比較表であります。1目特別徴収及び2目普通徴収のそれぞれ現年課税分の増額の主な理由といたしましては、高齢化の進行により、国民健康保険や他の医療保険からの移行による加入者の増加であります。

なお、後期高齢者医療保険料につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からの見込み資料を基に、特別徴収、普通徴収に案分して予算計上しております。

後期高齢者医療保険料についての説明は以上でございます。

○宇利市民サービス課長 予算書にお戻りいただき、266ページ、267ページを御覧ください。

2 款繰入金、1 項繰入金、1 目繰入金は、本年度予算額 4 億 4,047 万円、前年度予算額に対しまして 1 億 6,200 万 1,000 円の減少でございます。事務費繰入金は 3 億 4,077 万 5,000 円、保険基盤安定繰入金は 9,969 万 5,000 円でございます。3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金は、本年度予算額 1,000 円、前年度予算額と同額でございます。4 款諸収入につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 4 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円につきましては、後期高齢者医療保険料に係る延滞金収入であります。

次に、同じく 2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金及び還付加算金 100 万円につきましては、過誤納付金などの還付に伴い、同額を広域連合から収入されるものであります。

以上です。

○宇利市民サービス課長 続きまして、歳出でございます。

次ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目総務管理費は、本年度予算額 7 億 3,200 万 2,000 円、前年度予算額に対しまして 2 億 1,800 万 000 円の増加でございます。後期高齢者職員人件費は 4 億 2,800 万 4,000 円で、職員 1 名分の人件費でございます。後期高齢一般管理費 3 億 3,800 万 8,000 円の主なものといたしましては、一般会計に対して支払う後期会計分の総合住民情報システムの利用負担金 2 億 8,800 万 6,000 円でございます。

2 項徴収費につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書 268、269 ページの下段の表を御覧ください。

1 款総務費、2 項 1 目徴収費 1 億 5,000 万 7,000 円は、後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費であります。

内訳を申し上げます。269 ページ説明欄を御覧ください。

1 0 節需用費 1 億 6,300 万 000 円は、事務用消耗品費等であります。1 1 節役務費 5 億 3,800 万 000 円の主なものは、保険料額決定通知書などの郵送料であります。

1 3 節使用料及び賃借料 2 億 2,000 万 000 円は複合機使用料、1 8 節負担金補助及び交付金 7 億 8,400 万 000 円につきましては、納付書共同印刷に係る一般会計に対する負担金であります。

徴収費については以上であります。

○宇利市民サービス課長 次ページをお願いします。

続きまして、2款広域連合負担金、1項広域連合負担金、1目広域連合負担金は、本年度予算額6億5,722万7,000円、前年度予算額に対しまして214万7,000円の増加でございます。三重県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、主なものとしたしましては、保険料等負担金2億2,558万6,000円、保険基盤安定負担金9,969万5,000円、療養給付費負担金3億1,886万円でございます。

この負担金というものは、医療保険を使ったときに本人さんが負担していただく分以外の部分となる原資となるものなのですが、後期高齢者医療制度の給付事業に対する負担金に給付割合が一部変更となりますので、御説明申し上げます。

令和4年10月1日より、来年度の10月1日より一定以上の所得のある方の医療費の自己負担割合が1割から2割に引き上がります。対象となる方については、単身で年金を含む年収200万円以上、夫婦世帯では合計年収320万円以上の方で、後期高齢者医療保険被保険者の約2割程度の方が該当すると考えられております。この改定は、令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれており、後期高齢者の医療費は、窓口負担を除いて約4割が国民健康保険を含めた現役世代で負担していることから、現役世代の負担を抑える趣旨の下行われたものでございます。ですので、今現在の後期高齢者医療制度が、6割が本人さんたちの負担、それから国からとかの補助金とか、成立しているんですが、約4割のお金が現役世代の拠出金という形での負担になります。国民健康保険の中にも拠出金という部分があるかと思うんですが、現役世代が拠出をして保険制度を成立させております。なので、団塊の世代で多数の方が後期高齢者の医療制度に移行されます今後について、やはり現役世代の方の負担を減らすという目的で国のほうが制度改正を行ったというふうに聞いております。負担割合は保険証で御確認いただけますが、制度改正後の負担割合については、令和4年9月頃に送付される保険証にて御確認いただくこととなります。また、施行後3年間は窓口負担の増加額を最大でも月3,000円に収まるよう配慮措置が講じられることとなっております。ここの部分は、トータルで3,000円以下に抑えるということではなくて、増加分が3,000円以下に収まるというふうに御理解いただきたいと思っております。

続きまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金につきましては、税務課より御説明申し上げます。

○仲税務課長 予算書の270、271ページの中段の表を御覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金及び還付加算金、

22節償還金利息及び割引料100万円は、保険料の過誤納付還付金でございます。  
市民サービス課に戻します。

○宇利市民サービス課長　　続きまして、2項繰出金、1目一般会計繰出金は本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

議案第14号についての説明は以上でございます。

○南委員長　　14号の説明は以上でございます。

御質疑のある方は御発言をお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　　ないようですので、これをもちまして市民サービス課の審査を全部終了いたします。ありがとうございました。

本日の委員会はこれにて散会をいたします。月曜日、午前10時より、よろしく  
お願いいたします。

以上です。御苦労さまでございました。

(午後 3時26分 閉会)